

平成29年 第1回 定例会

田原本町議会会議録

平成29年3月8日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番 牟田和正君	2番 阪東吉三郎君
3番 森井基容君	4番 安田喜代一君
5番 森良子君	6番 古立憲昭君
7番 西川六男君	8番 竹邑利文君
9番 辻一夫君	10番 吉田容工君
11番 植田昌孝君	12番 松本美也子君
13番 小走善秀君	14番 吉川博一君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 坂本定嗣君 議事係長 森惠啓仁君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 森章浩君	総務部長 持田尚顕君
住民福祉部長 中屋敷晃弘君	産業建設部長 森博康君
上下水道部長 山田英二君	人事課長 三浦明君
監査委員 井上喜一君	教育長 片倉照彦君

教育部長 竹島基量君 選挙管理委員会 北田喜史君
事務局長 山内章司君 事務局局長

平成29年田原本町議会第1回定例会議事日程

3月8日（水曜日）

○開 議（午前10時）

○一般質問

1. 8番 竹 邑 利 文 議員

1. 糸魚川市大火に想う

(1) 住宅密集地の消火体制について

(2) 防災担当課の新設について

2. 本町の独自性なる教育行政は

(1) AL（アクティブ・ラーニング）について

(2) 小学校の進路指導について

3. 子育て支援の充実を

若い世代の移住を高める施策は

2. 3番 森 井 基 容 議員

1. 社会福祉法改正に伴う本町の対応について

(1) 本町の予算執行と関係のある社会福祉法人数はいくつありますか？

(2) 社会福祉法改正に伴う定款変更等の適法な状態にあるかどうかのチェック体制について

(3) 不適格な法人があった場合、本町の対応について

3. 2番 阪 東 吉三郎 議員

1. 人事に関する方針について

(1) 現状の体制について

(2) 特別職など重要な人事に関する方針について

2. 人口減少対策について

(1) 目標人口について

(2) 来年度の主な取り組みについて

4. 10番 吉田容工 議員

1. 全国学力テストについて

- (1) 町長は、全国学力テストをどのようにとらえておられるのか？
- (2) 教育長はどうしたら基礎学力を向上できると考えていますか？
- (3) 町長は自分の評価を上げるために点数をあげたいですか？それとも点数より子どもたちの成長を望みますか？

2. 愛和会との関係について

- (1) 愛和会は、町職員等に対して贈答、ゴルフ、旅行などどのような接待をされていたのですか？
- (2) 天理市からはどのような補助金が交付されていたのですか？
- (3) 町長は、現行の補助金を見直しますか？

3. 自主防災組織について

- (1) 当自主防災組織の運営についてどのような指導をされていますか？
- (2) 今後どのように取り組みますか？

4. 環境対策費等について

- (1) 本町が支出した2億7百万円はどのように使われていますか？地元の人みなさんに喜んでいただいていますか？
- (2) 健康増進施設がどのように具体化されたのか？本町の負担割合、金額はどうなるのか？

5. 5番 森 良子 議員

地域医療について

身近な医療施設を設けるお考えは？

6. 11番 植田昌孝 議員

1. 補助金のあり方について

- (1) 職員の意識改革に関する研修について
- (2) 補助金等の交付に関する規定の見直しについて
- (3) 事務決裁規程の見直しについて
- (4) その他の具体的な改善策について

7. 12番 松本美也子 議員

1. 高齢者・障害者支援のために

ふれあい収集（仮称）事業の導入について

2. 少子化対策子育て支援について

子ども医療費の見直しについて

3. 安心安全のまちづくりのために

HUGを活用した住民による避難所運営マニュアルの策定及び避難所
ごとの避難訓練の実施について

○総括質疑（報第2号より議第25号までの27議案について）

○散 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

○議長（西川六男君） ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。
よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

一 般 質 問

○議長（西川六男君） 一般質問を議題といたします。

なお、質問につきましては念のために申し上げます。会議規則第63条において準用する第55条の規定により3回を超えることはできません。

それでは、質問通告順に順次質問を許します。8番、竹邑議員。

（8番 竹邑利文君 登壇）

○8番（竹邑利文君） おはようございます。議長のお許しを得まして一般質問させていただきます。

1. 糸魚川市大火に思う。

（1）住宅密集地の消火体制について。

糸魚川市大火の主な原因は、1、強風、2、狭路にて消防車の進入不可、3、消火水の確保が不十分の3点であり、住宅や店舗などの密集地では大規模火災が起こる危険性があることを改めて思い知らされました。

本町にも、田原本駅東側の住宅密集地等についても同様の危険性があると考えます。本町の消防は奈良県広域消防組合が管轄ですが、町独自での取り組む余地は十分あると考えます。本町のお考えをお答えください。

（2）防災担当課の新設について。

災害はいつ起こるか想定できない。約3万2,000人の町民の生命、財産を火災や災害から守るために、危機管理体制の強化が必要と考えます。町長公約の「安心して暮らせる未来」の実現に向け、防災担当課の新設について、お考えをお答えください。

2. 本町の独自性なる教育行政は。

（1）AL（アクティブ・ラーニング）について。

中央教育審議会から文科省に提出された次期学習指導要領改訂に関する答申での目玉は、AL（アクティブ・ラーニング）、主体的・対話的で深い学びと外国語教育の充実と受けとめられている。現時点での本町のお考えをお答えください。

（２）小学校の進路指導について。

本町の５小学校において、私立の中学校への進学率は何％おられますか。小・中学校は義務教育であり、公立、私立の選択は個人の自由であり、保護者の判断です。小学校から中学校への進路指導についての現状と本町のお考えをお答えください。

３．子育て支援の充実を。

若い世代の移住を高める施策は。

今回の地域子育て支援拠点事業に係る事案に関して、特に子育て世代を中心に町民から不安の声が上がっている。町長の公約、「新しい田原本の３つの未来」に大きく係ると考えます。町民の不安を払拭し、また地域経済の発展にも若い世代の移住を高める取り組みは不可欠である。住みよい町、教育環境のよさ、自然豊かな田原本の魅力を町内外に強力に発信、アピールし、定住の促進、若い世代の移住を高める施策の実行について、本町の現状をどのように捉え、進めるのか考えをお答えください。

○議長（西川六男君） 総務部長。

（総務部長 持田尚顕君 登壇）

○総務部長（持田尚顕君） ８番、竹邑議員の第１番目、「糸魚川市大火に想う」についてのご質問にお答えいたします。

住宅密集地の消火体制につきましては、火災による被害を最小限にとどめるため、消防力の充実を図り、火災予防対策の推進が重要であります。消防署、消防団と連携しながら災害に強いまちづくりを進めているところです。また、自治会や自主防災組織の体制づくりにより、出火を未然に防止し、火災が発生した際には素早い初期消火の対応をとっていただくことにより延焼防止に資すると考えられますので、活動をサポートしてまいりたいと考えております。

さて、議員のお述べの駅東側の消防用水につきましては、消防水利充足率を満たしていますが、さらなる消防用水の確保を図るべく、平成３０年度にすいせん会館

において防火水槽を増設してまいりたいと考えております。

なお、田原本駅周辺地区は都市計画法上の用途地域を商業地域としており、火災時に延焼を防止するため外壁や軒裏を防火構造とする必要がある準防火地域に指定しております。

次に、防災担当課の新設につきましては、防災体制の強化を図るため、本年4月から設置し、住民の皆さんの安全・安心を確保し、安全で快適な暮らしを支えるまちづくりを推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 教育部長。

（教育部長 竹島基量君 登壇）

○教育部長（竹島基量君） 続きまして、第2番目、「本町の独自性なる教育行政は」についてのご質問にお答えをいたします。

まず、次期学習指導要領についてお尋ねでございますが、学習指導要領はおおむね10年に1度改訂され、前回の平成20年度の改訂においては、ゆとり教育か詰め込み教育かの議論を乗り越えて、各教科での言語活動を充実させることにより、習得・活用・探求の学習サイクルの確立が図られました。

このたびの改訂は、これまでの議論に終止符を打ち、学習内容を深く理解し、社会や生活で活用できるようにするためには、知識の量や質と思考力の両方が重要であることから、学習内容の削減は行わず、主体的・対話的で深い学びの実現を目指すアクティブ・ラーニングの視点から学習過程の質的な改善を目指すというものであります。

中でも、大きく注目されるのが議員お述べの外国語教育であり、小・中高等学校を通じて一貫して育む指標形式の目標を設定し、初等・中等教育全体を見通して確実に育成するものであるとのことであります。

小学校を例に挙げますと、高学年においては、現行の外国語活動（35単位時間）における「聞くこと」、「話すこと」の活動に加え、「読むこと」、「書くこと」を加えた領域を扱うためには、年間70単位時間程度の時数が必要であるとされています。

本町といたしましても、こうした外国語教育の導入に当たっては、円滑に実施で

きるよう計画的に準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、小学校の進路指導についてでございますが、平成29年度の町立中学校2校への進学率は、田原本中学校へは92.7%、北中学校へは93.7%となっており、町外への進学については、県内、県外の国公立及び私立の中学校であります。

本町では、いわゆる中1ギャップなど、進学に伴う環境の変化に対応できない生徒をなくすことが重要な課題の一つであると考えており、小学校での進路指導においては、進学への心構えをはじめ、児童から生徒への学びの違い、中学校の科目、部活動についてなどを体験学習等も取り入れながら指導しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 中屋敷晃弘君 登壇）

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 続きまして、第3番目、「子育て支援の充実を」についてのご質問にお答えいたします。

今年度策定の田原本町第4次総合計画の基本構想におけるまちづくりの課題の一つに、少子化対策と定住の促進を掲げております。本町の人口減少が主に30歳から40歳の子育て世代の転出超過によるものと考えられ、近年、転入された方に対するアンケートによると、転入者を増やす取り組みとして、育児や子育ての支援が必要と答えてられています。若い方々が子育てをしながら安心して働くことができる環境をつくっていくことで、町内への定住・移住を促していくことが必要との認識をしているところでございます。

基本構想における今後のまちづくりの基本目標として、「子育ての願いをかなえるまちづくり」を設定し、若い世代が本町で安心して、結婚、妊娠、出産、子育てができる環境の充実を図ってまいりたいと考えております。

具体的な施策といたしましては、まず待機児童対策として教育委員会が昨年9月から田原本幼稚園で実施しております預かり保育モデル事業を本年4月から全園に拡充して実施いたします。拡充内容につきましては、対象園児を新たに3歳児も対象とし、実施日は半日保育の月曜日も加えた週5日とし、実施時間を30分延長し

午後4時30分までといたします。さらに、夏期休業期間においても田原本幼稚園で実施をし、他の4園の園児も利用可能とし、保育環境の充実を図ってまいります。

また、認定こども園につきましては、田原本町として目指すべき方向性について現在研究中でございます。幼稚園での預かり保育の利用状況などを踏まえながら、新年度には研究成果をご報告いたしたいと考えております。

次に、相談支援の充実として、本年4月に総合相談窓口の子育て世代包括支援センターを役場本庁舎内に設置いたします。センターの業務といたしましては、常勤助産師の配置により妊娠期から出産後にかけての随時の相談が可能になります。また、発達相談員も常勤化し、就学期までの子どもの発達相談や保育園、幼稚園などへの巡回相談を充実し、子どもの発達を支援する体制を整備してまいります。さらに、ワンストップ窓口として、必要な情報提供、情報発信、相談、支援の実施を総合的に行い、子育て支援計画を作成し、きめ細かな支援を行ってまいります。

現在、教育委員会と住民福祉部に分かれている幼稚園と保育園の入園などの手続きに係る窓口を本年4月から住民福祉部に一元化し、住民サービスの向上に取り組んでまいります。

次に、子育て支援においてニーズが高い子どもの遊び場につきましては、田原本町全体の子どもの遊ぶ環境の現状を踏まえ、どのような遊びの環境を整備すべきであるかを検討してまいります。その上で、特に乳幼児が安心して伸び伸びと遊べる空間や知育といった観点からの施設の整備に着手してまいります。

次に、放課後児童対策として、共働き家庭等の児童に対し、放課後の適切な遊びや生活の場を提供している学童保育を充実いたします。現在、教育委員会で実施しております放課後子ども教室と連携して、全ての児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験、経験ができるよう、新年度中に放課後子ども総合プランを策定し、平成30年度から学習支援やスポーツ活動など多様で質の高い共通プログラムを提供してまいります。

これら子育て支援施策につきましては、「広報たわらもと」はもとより、本年度より創刊いたしております子育て支援情報紙「すくすくたわらもと」、今月中に全面的リニューアルを予定しております町ホームページにおいて新たに設置いたしま

す子育て支援専用サイトなど、これらの媒体を十分に活用して町内外に情報発信し、子育て世代の移住・定住につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 竹邑議員。

○8番（竹邑利文君） ご答弁ありがとうございます。

（1）に関して、現状では消防車に吸管ホース、吐水管ホースの延長接続です。基本的に消防車の進入路の確保です。都市計画において道路の拡張を望むところです。昨年10月のタウンミーティングでも自治会長さんから話が出ました。よき方策を望むところです。現在はあくまで予防が原則です。災害が発生してからでは遅いです。よろしくをお願いします。

国土交通省から自治体に危険性の高い市街地の有無を確認する通知が来ていると思いますが、返答されましたかどうか、お答えください。

（2）に関して、市においては危機管理監がおられます。隣の広陵町でも危機管理課がごさいます。消防団長と前町長とは新設する話ができおったとお聞きしております。今のご答弁は進行中と思われ、よろしくをお願いします。ありがとうございました。

（1）に関して、次期学習指導要領ではAL学習で格差拡大の声が大である。全国の教育長にアンケートを求めた結果は、73%がALのための授業を見直すべきだとなっている。学校の現場力を高めたいと松野文部大臣が言明している。次期通常国会に義務教育標準法改正案が出る予定である。現場の課題が複雑化、困難化する中、教員の授業改善や子どもと向き合う時間を確保し、教員の力を発揮できるよう業務の適正化に取り組む本町の教育指導能力、現場力の向上を示してください。よろしくお答えください。

（2）に関して、東京地裁の28年3月の判例では、私立小学校と児童側との間に別段の合意がない限り、何らかの指導義務ないし助言義務等が発生すると認めることはできないと判決が出た。判決の立場を前提とする限り、私立、公立の区別を問わず、小学校の教員にとっていかなる意味においても中学校の受験指導は職務でないことになる。中学受験が一般化しつつある今日、この考え方を貫徹することが妥当か否かは親御さんの判断でしょう。ありがとうございました。

(3) に関して、本町独自で無理ならば、北葛城郡4町は昨年、移住促進に取り組む「すむ・奈良・ほっかつ！推進協議会」を発足しています。あくまで近鉄田原本線の沿線です。広陵町での鉄道の駅は箸尾駅のみ、国道もない、それでも人口が増加しつつあります。終点の西田原本駅は本町であり加入も一つの方策です。加入に対する検討の余地はございますか、お答えください。

○議長（西川六男君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 1点目の都市計画の見直しについてでございますが、都市計画の道路の機能といたしましては、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために必要があります。人の円滑な移動の確保や防災空き地、公共施設の収容空間など多様な役割を有しております。

従来、都市計画道路は人口増加や市街地の拡大を前提として計画されており、現在の人口減少や高齢化社会の到来や将来推計交通量の減少などにより未整備の都市計画道路の必要性を見直すことを今現在行っております。

今議員ご質問の田原本駅周辺に関しましては、人口密集地のため土地確保による家屋移転や地権者がたくさんあり、土地権利の複雑性や住民の高齢化、財政面などを踏まえ、実現性の有無を今現在検討中でございます。

それと、若い世代の移住を高める施策につきまして、本町におきましては人口減少に関する施策として定住支援事業を検討しております。助成内容といたしましては、本町に親が居住している子世代の本町への転入を促し、生産人口の増加を図りたいと考えております。また、以前に町内に居住しておられますUターンについても対象にしたいと考えております。

ただ、議員ご提案の北葛城郡4町の協議会への加入につきましては、現在本町は天理市を中心とする大和まほろば広域定住自立圏共生ビジョンに参加していることから、北葛城郡4町の「すむ・奈良・ほっかつ！推進協議会」への参加は考えておりません。

よろしく申し上げます。

○議長（西川六男君） はい、どうぞ。

○産業建設部長（森 博康君） それと、国交省の危険地域に関しましては、ちょっと今現在わかっておりません。申し訳ございません。

○議長（西川六男君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） 議員お述べのとおり、教育指導能力、現場力の向上は重要な課題でございます。本町といたしましても、学校現場を取り巻く環境が複雑化、多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教員一人一人が持っている力を高め、発揮できる環境づくりに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 竹邑議員。

○8番（竹邑利文君） ありがとうございます。

1の（1）に関して、本町と同じ状態区域として大和郡山市で近鉄郡山駅東側は住宅や店舗の密集地であった。市の都市計画で近年よりよき方策にて道路拡張も充実してきました。本町もご努力をお願いいたします。ありがとうございます。

（3）に関して、中学校給食のない町に転居できないという件は解消でき、ほっとしております。夢のある町、田原本に、小池都知事ではないですが、田原本ファーストで行こうではありませんか。ありがとうございました。

○議長（西川六男君） 特に答弁よろしいですか。

○8番（竹邑利文君） はい、結構です。

○議長（西川六男君） 以上をもちまして8番、竹邑議員の質問を打ち切ります。

続きまして、3番、森井議員。

（3番 森井基容君 登壇）

○3番（森井基容君） 議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。

社会福祉法人愛和会による偽造領収書提出事件を受け、昨年末以来、問題解決に向けて、町では第三者委員会、議会では百条委員会が設置され、再発防止に向けて取り組みが進んでいるところであり、私自身もどうすることが再発防止に有効であるのか、自問自答する日々であります。

ところで、国においては平成28年3月31日、改正社会福祉法が成立、同日公布されております。一部は同年4月1日より施行されておりますが、最も大きな改正事項については本年平成29年4月1日より施行されます。この改正について

は、公益性、非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人のあり方を徹底するためであると厚生労働省のホームページには記載されております。

改正の柱として、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みを実施する責務、行政の関与のあり方が上げられております。

そして、本年4月1日より施行されるもののうちで、特に着目したいことの一つに、経営組織のガバナンスの強化の観点から法改正された評議員会の必置及びその議決機関化を上げることができるかと思えます。それは、規模の大小にかかわらず、また保育園や介護施設のみを運営している法人であったとしても、これまで設置していなかった法人に対して必ず設置を求めるものであります。この評議員会の必置については、評議員会自体が議決機関であり、理事、理事長に対する牽制機能の発揮を期待してのものであります。

そこで、お聞きいたします。

本町の予算執行と関係のある社会福祉法人は幾つあるでしょうか。

2つ目に、それらの社会福祉法人においては、規模の大小にかかわらず、平成28年度中に定款を変更して上記に備えなければならず、所轄庁の認可を受けなければならないことになっているかと思えますが、本町ではそれらの変更がなされたかどうか、もしくはその法人が適格であるかどうかの審査、チェックはどのようになされているのか、また体制が構築されているかどうかをお教えてください。

さらに、不適格な法人があった場合にはどう対応されるのかも、お聞かせください。

以上、質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長（西川六男君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 中屋敷晃弘君 登壇）

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 3番、森井議員の第1番目、「社会福祉法改正に伴う本町の対応について」のご質問にお答えいたします。

本町の予算執行と関係のある社会福祉法人数は、保育所関係で22法人、介護関係で51法人、障害関係で34法人あり、合計で107の法人があります。

次に、社会福祉法人のチェック体制についてのご質問でございますが、社会福祉法人に対する認可や指導監査は、市、都道府県、地方厚生局が所轄庁となって行っております。

今回の社会福祉法改正におきましては、各所轄庁で定款変更の認可を受け付けますが、定款変更の認可を受けたかどうかは各所轄庁からの直接の報告はありません。確認方法としましては、所轄庁への問い合わせや、定款等の公表が義務づけられましたのでホームページでの確認ができます。また、本町の場合、今年3月末までに法人が対応するように県が法人への説明会や個別の指導を行っており、町としても協力しているところです。

次に、不適格な法人があった場合は、県が行政指導や改善命令を行い、改善命令に従わないときは業務停止命令または役員解職勧告を出します。また、これらの指導、命令等によっても監督の目的が達成することができないときは解散命令を出しますが、仮に不適格な法人があった場合でも、すぐに行政サービスが受けられなくなるわけではありません。

また、社会福祉法人愛和会へは、補助金や委託料の根拠となる資料等の提出を求めている中で今回の事件が発生いたしました。その後も、法人の運営体制や経理体制などを確認し、保育の実施者として指導等を行っているところです。

今後も、社会福祉法人制度の改革を県が中心となり、町も協力をし、指導してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 森井議員。

○3番（森井基容君） ご答弁ありがとうございました。

まず、数ですが、合わせて大中小まぜて107ある。私も、細かいことはわかりませんでしたが、多数あるだろうとは思いましたが100を超えるとは想像だにしておりませんでしたので非常に驚きましたし、管理体制というんですかね、そういうようなことの難しさを再認識するようなものであります。

本町が直接所轄しないということをご答弁のとおりであるということは承知しておりましたが、指導監督、今回の愛和会の問題もあったことによって、町のより積極的な関与、指導、そういうようなものが望まれるだろうと思います。県に協力し

てやっておりますとのご答弁でありましたが、より積極的な態度を望むところであります。

私がこの質問をさせていただいたことになったのは、この大きな法改正で全ての社会福祉法人が対応できるのかどうか、これが一番問題だなというふうに思いました。できない場合、4月以降、例えば保育段階にある子どもや保護者、またそのご家庭、またケアを必要とされる老人やその方を支える家族にマイナスの影響が出ることを懸念したからであります。町が直接チェック機関ではないものの、受益者保護の観点で、先ほども申し上げましたが、より積極的な関与を求めるところであります。

不適格法人が出たらどうなるのかという質問に対してご答弁は、すぐに行政サービスが受けられなくなることはないのご答弁でありました。まず、このことに関してもう少し詳細に流れを教えてくださいませんか。

2回目、これだけにしておきます。お願いします。

○議長（西川六男君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 法人に対する積極的な対応というところなんですけれども、今回事件を受けまして、あくまで社会福祉法人の指導監督の権限は県にございますが、ただ保育を委託している立場としまして、そういった立場として指導監督のほうを強めてまいっているところであります。

あと、次に、社会福祉法人につきまして、今回の法律改正に対応がなかなかできないところがあった場合なんですけれども、マイナスの影響が及ばないように、県も突然停止命令をするわけではございません。その間に必ず町のほうに情報提供があるかと思いますので、そういったときに町のほうとしても積極的に法人のほうに働きかけるようにしまして、受益者の方についてマイナスなことが起こらないよう努めていきたいと考えております。

ちょっとかぶるところなんですけれども、不適格法人につきまして、先ほどご説明させていただきましたとおり、不適格な法人がございましたら県のほうが行政指導を行うんですけれども、その間に情報提供いただくようにこちらのほうもお願いしまして、一緒になって動いていきたいと考えております。基本的に県が監査のほうを行います。また、場合によっては特別監査を行いまして、そこでどういう問題が

あるかということをはっきりさせまして文書等で指導されます。その文書等も町として参考までにいただきまして、どういった形で改善していくかというのを一緒に考えさせていただきたいと思います。そういった形で、あくまで改善指導を行っていきますので、最終的に不適合ということで解散というふうに至らないようには努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西川六男君） 森井議員。

○3番（森井基容君） ありがとうございます。

解散というふうなことになるれば、そこでお世話になっておられる方々にとって、次行くところがどうなるかと、くしくも大阪のほうで森友学園に入学を求めているものが不認可になったらどうなるんだろうみたいな話もありますけれども、4月以降こういうふうなことが起きないようによろしくお願ひしたいと思います。

最後に、愛和会問題との関連でお聞きをしたいと思います。

先ほどのご答弁の中にも、定款が変わったかどうかホームページで確認できる、4月1日以降になるのかとは思いますが、愛和会のホームページにある定款を見ますと、何回も見ておりますし、昨夜も一応確認漏れがあつてはいけないと思ひましたので一応ホームページを確認させていただくと、平成27年10月1日に改定されたものが掲載されており、先ほどの法改正への対応はなされている様子は、そのホームページ上からは見ることはできません。対応に向けて取り組んでいる旨のコメントも私自身発見できませんでした。元顧問の逮捕を受けてのコメント中にも次のような文言しか発見できませんでした。「当法人としては今後の捜査に協力するとともに、引き続き関係機関からのご指導を受けながら法人の運営改善に向けて取り組んでまいります」というもののみでありました。

愛和会に対しては、先ほどのご答弁にもありましたが、住民福祉部健康福祉課が愛和会に対して町の対応についてという文書を拝見しますと、「執行体制の改善と適正な実績報告を提出するよう通知しているところです」とございます。この調子で行けば、28年度内はもとより、29年度の本町の保育行政の停滞が心配で仕方がございません。心もとないと考えていました。そうしたところ、3月4日付、産経新聞に、「3保育所の運営補助金3割削減、汚職事件を受け」の見出しで記事が

出ておりました。少し長くなりますが、この新聞記事の内容は、田原本町の保育所に対する運営補助金交付をめぐる汚職事件を受け、町は平成29年度一般会計当初予算案で町内3保育所への運営補助金を3割カットし、約3,880万円とすると発表しました。6日に開会する町議会定例会に提案する。町によると、年間2分の1を補助していた電気、ガス、水道代のうち、電気とガス代補助を廃止、水道代はプール保育が実施される6から8月の3カ月間のみ2分の1を補助する。各保育所に対し、園児1人につき月300円を支払っていた事務取扱費補助も廃止。これらにより支給額は前年度当初比、約1,650万円減となる。議会で承認が得られれば、町要綱を改訂するというふうな内容の記事でありました。

この細かい内容については予算審査特別委員会にて聞かせていただくことになるかと思いますが、一、二、お答えいただきたいことがございます。この削減を受けての4月以降において保育を受ける子どもたちに対するサービスの低下には結びつかないという確信を持って予算を組まれたと思うんですが、そのことの確認を1つしたい。先ほど子どもだけではなく老人も含んでの話で言いましたけれども、受益者にとって不利なことはないのかどうかということについて1つお答えいただきたい。

2つ目に、このような不祥事が出来たということにおいては、以前からの、私自身も大体そういう行動をとりますけれども、性善説的な対応だけでは不安を払拭できないのではないかと、再発するというふうなことも含んででございますが、この点についても今後の取り組みについてお答えいただければなというふうに思います。

最後に、ほかの記事中に、2歳未満の児童保育、特別支援児保育に対する補助金のこと記されておりました。このことについては、私自身は子育て支援の観点からもこのテーマは重要であろうというふうに思っておりますし、有用なものだと思います、中身によるかとは思いますが。これについてはいかがに対応されるのかも、よければコメントいただければありがたいなと思います。

今回の見直しは、いわゆる盛り過ぎたものに対する見直しを図るという観点という理解でいいのかどうか、その辺を含んでご答弁いただければありがたいです。よろしく申し上げます。

○議長（西川六男君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） ご質問の中で最初のほうにございました愛和会の定款変更の部分について説明をさせていただきます。

ホームページ上はまだ反映しておりませんが、つい先日県のほうから定款の変更の認可がおりたということで報告を受けまして、今後は評議員を決めていくという過程に入っているということで把握をしております。

以上です。

○議長（西川六男君） 町長。

○町長（森 章浩君） 議員のご質問のところでございますが、まず法人の体質改善が今現在定款の認可を受けまして、評議員の設置に向けた新たなスタートを切っているところでございます。そして、法改正に則れるようにきちんとスケジュール感を持ってやっていただくように、県とともに指導しているところでございます。

そして、先ほど言われました社会福祉法人がもともと性善説に成り立っているところでございますが、ただ公金がきちんと入っているからこそ、きちんと事業報告書をとっていく、そして根拠書類をとっていくというところはやはり必要であると考えておりますので、そこは引き続きさせていただきたいと考えております。

そしてまた、受益者不利にならないのかということでございますが、補助金を見直しをさせていただいたときに、一応ゼロベースで考えさせていただき、そこから積み上げをさせていただきました。その中で、やはり根拠ですね、子どもたち、そして職員たちに影響の出るところに関しましてはきちんと根拠が出てきますので、残させていただきました。それ以外、例えば施設整備を大枠で出していたところを再度見直しをさせていただいたり、先ほど言われていました電気代、ガス代等も見直しをさせていただき、法人への補助ではなくて、やはり利用者への補助という観点のもとで組み立てをさせていただきました。その結果が3割減という答えになったと、私は理解しております。

そして最後に、2歳未満、そして特別支援加配のところでございますが、こちらに関しましてはきちんと職員が配置されているかどうかの確認、そして特別支援加配に関しましては今回、県の障害児加配の要綱に則りながら補助を出していけるよ

うに要綱を合わせていこうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（西川六男君） 以上をもちまして3番、森井議員の質問を打ち切ります。

続きまして、2番、阪東議員。

（2番 阪東吉三郎君 登壇）

○2番（阪東吉三郎君） 議長のお許しをいただきましたので、通告どおり一般質問させていただきます。

森町長の人事に関する方針についてお尋ねいたします。

石本副町長が昨年末に退職されて以降、副町長が不在となっております。平成19年度から総務部参事として、また平成23年度から副町長として町政に携わってこられました。昨年の体調不良により休まれていた期間も合わせますと、相当の期間、副町長の不在が続いていると考えます。また、会計管理者も体調不良により長期の療養中であり、12月から2月にかけて予算編成の重要な時期でありますし、町の幹部の長期の不在は行政の停滞を招くことが懸念され、危機管理の面からも避けるべきと考えます。

教育長につきましては、今定例会で後任が決まりましたので割愛いたしますが、不在の人選に当たりましては、有能なことはもちろんでございますが、やはり本町に愛情を抱き、地域の実情に明るい方であるべきとの考え方もございます。

そこで、森町長の現状の体制について、副町長等重要な人事に関する方針、考え方についてお答えいただきたいと存じます。

2つ目でございます。人口減少対策について。

さきの2月10日の奈良新聞の地方創生の特集「わがまち創生」シリーズの第1回で、森町長は町商工会青年部長辰巳氏、織田豊店織田氏と対談され、その中で新しい田原本町の3つの未来として、「子育てしやすい未来」、「住み続けたい未来」、「安心して暮らせる未来」を掲げ町政に取り組まれているとの記事が掲載されておりました。

そこで、人口減少対策についてお尋ねします。

第4次総合計画基本構想の中では、今後のまちづくりの課題として少子化対策と定住の促進をうたい、人口減少の主な原因を出生率の低下や30歳から40歳の

子育て世代の転出超過と記載されています。

また、27年度に策定されました田原本町人口ビジョンでは、将来の目標を2040年には2万5,000人、2060年には2万1,000人とされています。今年1月1日現在の住民基本台帳での人口は3万2,330人でございます。2040年までの23年間に7,330人の減少、つまり1年に平均319人減少、さらにその後、20年後の2060年には4,000人減少、1年に平均200人ずつ減少する計算です。この数値は国の統計人口を基礎に算出されたと思いますが、減少幅が非常に大きいと感じます。この将来目指すべき目標人口について、町長のお考えをお尋ねします。

また、今期定例会には平成29年度予算案が提出されていますが、人口減少対策、目標人口の達成に向けた新規の取り組みは主にどのようなものがあるか、お尋ねします。

なお、再質問があれば自席でさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西川六男君） 町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 2番、阪東議員の第1番目、「人事に関する方針について」のご質問にお答えいたします。

昨今の社会情勢の変化や犯罪、災害などの発生状況を見ますと、その波及性は急速でかつ大きな衝撃を伴うなど、いつ、どこで、何が起こるかわからないと言っても過言ではありません。

加えて、いずれの自治体も抱える大きな問題は、少子化、高齢化、人口減などから派生するもので、子育て環境や、教育環境の充実がさらに求められ、本町の現状を正しく分析、認識し、住民の皆様の期待に応える行政を推進していくことがこれまで以上に必要となります。

また、議員ご指摘のように、防犯・防災等に対する対策や、行政におけるリスクマネジメントなどのいわゆる危機管理に対してはより高度なレベルが求められることとなり、私自身就任約1年が経過し、痛切に感じているところであります。

このような状況下で、前副町長の体調不良による長期離脱や一身上の都合による辞職で、部長、課長をはじめ各課職員には的確な行政推進のために文字どおり知恵

と汗を絞ってこれを進め、ピンチをチャンスにという思いで取り組んでいるところ
であります。

また、教育長にあっては、通算2期、約7年にわたり町の教育発展にご尽力され
た功績は大きく、田原本町の将来の人材育成の礎を築いていただきました。

お二人がそれぞれ特別職等として重要な立場を担い、今までの田原本町行政の推
進力となって存分に実力を発揮していただいたことに感謝しているところでござい
ます。

先述のとおり、本町も今後予想されるさまざまな事案に対応しつつ、住民の皆様
方に満足していただく行政を推進し、住みやすく輝く町としてこの田原本を発展さ
せていくためには時代の要請に見合う新機軸が必要であるのは言うまでもありませ
ん。加えて、専門性と高度な知識と卓越した指導力を持つ人材や将来の町を担う人
材を育成していくことが必要であります。

私が考えるところは、数合わせのような人事配置をしないということであり、ま
さしく議員のご指摘のとおり、本町をよく理解して、本町を愛し、本町のために尽
力し、よりよい人間性と能力によって職務を遂行できる人材を、我が目を見た上で
人選することを考えております。ご心配いただき感謝申し上げますとともに、ご期待
にお応えしたいと考えているところでございます。

従来の考え方では、国や県からという方法もございます。しかし、それに頼ると
選択肢が限られてきます。総合的に考えても本町にふさわしい人という物差しを当
てはめたとき、当たり外れがないようにしたいと考えておりますし、さまざまな選
択肢がある中で、決して焦ることなく適した人材を決めていくつもりでございま
す。適した人材が主であって、時期が主ではないと考えており、数合わせの結果を
生じさせたくありませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

当面は、部長とともに職務を遂行することと、職員の能力を高めていくことと
し、最適な人物をじっくりとあらゆる方法で探したいと考えております。そして、
時代の要請に応える組織の構築を図っていきたいと考えております。

次に、第2番目、「人口減少対策について」のご質問にお答えいたします。

今後、加速度的に進行すると言われる日本の人口減少につきましては、我が国全
体、特に地方の人口減少への対応は喫緊の課題であります。

本町でも、国の機関が公表した将来人口が、2040年に2万4,000人、2060年には1万7,900人と推計され、平成22年と比較して50年後には約1万4,200人減少すると予測されております。国において策定された長期ビジョンや総合戦略を勘案しながら、住民、学術、産業等のさまざまな分野の委員による、まち・ひと・しごと総合戦略推進委員会からの答申をもとに、本町の人口の現状と将来の展望を提示する人口ビジョンと、この実現に向けた昨年度から5年間を計画期間とする総合戦略を取りまとめたところでございます。

そこで、お尋ねの目標人口でございますが、本町の人口ビジョンにおいて、人口推計や現状分析等から人口の将来展望として設定いたしました目標人口で、2040年に2万5,000人、2060年に2万1,000人を維持することを掲げたものでございます。この目標人口は、今後本町が目指すべき定住促進と人口流出の抑制、結婚、妊娠、出産、子育ての希望の実現、地域の資源を生かした活性化の3つの方向性を実現する施策に取り組み、合計特殊出生率の上昇と若い世代の転出抑制と転入促進による純移動率の上昇を達成することで、国の機関の推計値からそれぞれ2040年で1,000人、2060年では3,100人の人口減少の抑制を目指すものでございます。

県内では、今年度新たに3市町村が過疎地域に指定をされるなど、人口の著しい減少に伴う地域社会の活力低下が心配されております。本町といたしましても、地域活性化施策を位置づけた総合戦略の着実な推進に取り組んでいるところでございますが、来年度以降も、若い世代の希望をかなえる支援や転入促進に効果的に取り組みたいと考えております。

そこで、私が公約に掲げる「新しい田原本の3つの未来」に向けた来年度の主な取り組みについてのお尋ねでございますが、まず1つ目、「子育てしやすい未来」につきましては、妊娠、出産、子育ての切れ目のない相談など、きめ細やかな支援のために、子育て世代への包括支援センターの開設、不妊治療の対象者を緩和するための一般不妊治療に対しての助成や妊婦健診の助成の拡充、幼児の心身の健全な発達を図り、保護者の子育て支援を行うための全幼稚園への預かり保育モデル事業の拡大などを実施してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の「住み続けたい未来」につきましては、町内への転入・定住を図

るため、多世代の同居または近居に対し、住宅取得、リフォームの支援を行う定住支援助成を、産業基盤強化と雇用の促進を図るために引き続き企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、3つ目の「安心して暮らせる未来」につきましては、本年4月から防災担当課を設置し、防災体制の強化に努めます。住民目線による危険箇所や避難経路の情報などを盛り込む住民参加型ウェブ版ハザードマップの構築を進めます。

また、災害発生時の避難所の把握や支援物資の管理、罹災証明の発行など、住民への支援業務を把握するための被災者支援システム導入や高齢者が暮らし続けられるように必要な介護サービスの提供など、地域の実情に合った事業を推進する高齢者施策の包括支援センターの体制強化などを実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 阪東議員。

○2番（阪東吉三郎君） 町長のお考え、ご答弁いただきましてありがとうございます。

まず、副町長等の重要ポストの不在期間の間、町長は焦らず、適任者を選びたいと、こういうことでございます。それは結構でございますが、町長は町のリーダーとしてリーダーシップを発揮していただきたいですが、やはり現場の部課長と十分コンタクトをとっていただいて町行政に遺漏のないようにお励みいただきたいと思っております。

もう一つでございますが、今町長お答えいただきました具体的な施策につきまして、実行するために新年度の予算がどのようにとられておるのか、予算審査特別委員会において確認させていただきたいと思っております。

以上、私のほうの質問は終わらせていただきます。

○議長（西川六男君） 以上をもちまして2番、阪東議員の質問を打ち切ります。

続きまして、10番、吉田議員。

（10番 吉田容工君 登壇）

○10番（吉田容工君） それでは、一般質問をさせていただきます。

まず最初にお断りしたいんですけども、私の一般質問の通告、発言内容も全部

入れた文章を2月20日に提出しました。それ以降、副町長の逮捕ということもあり、予算等の配付もありましたので、少し中身が変わっていますが、質問自体は通告どおりさせていただきたいと思います。

私は、今回4つについて質問させていただきます。

まず1番目、全国共通学力テストについてです。

昨年12月21日に行われた第2回田原本町総合教育会議を傍聴しました。そのときに、「基礎学力の向上について」という項目で、町長が「全国共通学力テストの結果が基準。点数を上げていく努力が必要。規範意識が低い」と指摘されました。議論の最後に、福井か秋田に視察に行つてほしいという話をされました。規範意識が低いと強調されましたが、規範意識を問う設問は、児童質問紙には、項目8に「次のことは、あなたはどれくらい当てはまりますか。学校の決まりを守っている。友達との約束を守っている」というのがあるだけです。この設問だけで規範意識云々ということは早計だと思います。最初に、町長は全国学力テストをどのように捉えておられるのか、答弁を求めます。

全国学力テストについては、1976年最高裁判決が出されています。そこには、中学校内の各クラス間、各中学校間、さらには市町村または都道府県間における試験成績の比較が行われ、それがはね返つて、これらのものの間の成績競争の風潮を生み、教育上必ずしも好ましくない状況をもたらし、また教師の真に自由で創造的な教育活動を萎縮させるおそれが絶無であるとは言えず、教育政策上果たして適当な措置であるかどうかについては問題があると指摘されました。

判決は、全国学力テストは行政調査であつて教育活動ではないと断じました。学力テストが実際にどのような弊害をもたらしたのか、1964年、教育学者等から成る文部省学力テスト問題学術調査団が香川、愛媛両県で実地調査を行い、「学テ教育体制の実態と問題」を公表しています。その中には具体的に、先生はテストをやっている間、答えを書いた紙片をみんなに見えるようにひらひらさせながら教室を歩き回っていた。答えが丸見えだった。校長先生や先生方が、日頃どんな立派なことを言われてもこんな不正なことを自らやって見せたのでは、それこそ百日の説法屁一つです。

また、うちの子どもは文部省テストの日、先生が休みなさいと言つたから学校へ

行かなかった。幾ら成績が悪い子でもひどいではないかという意見があった。

また、校長から、今年は一大飛躍をもくろんでいる。平均点を必ず上げてもらいたい。そのためには多少の犠牲もやむを得ない。手段は問わないから、各人できる限りの努力をしてもらいたい、と激しい口調で言われ、全員しーんとして聞いていた。その日から各クラスで猛烈な準備が始まり、何としても平均点を上げたい、つい子どものことは頭から離れて、成績の悪い子はいなくなってくればよいという気持ちになるのですという先生の発言が載せられています。

これらの調査をもとに、第1点は、両県、愛媛県、香川県における大多数の小・中学校において、文部省学力調査のための準備教育が明らかに行政指導のもとに行われており、しばしばそれが常識の域を超える程度に及んでいる。

第2点に、入学試験の準備と全国一斉学力調査、いわゆる学力テストが絡み合っ
て学校教育全体がいわばテスト教育体制になっている傾向である。マル・ペケテスト
により成績を上げることが教育の目的のようになり、子どもの創造力や責任感や
協力の態度など、人間として重要な資質の形成がないがしろにされているおそれ
がある。

第3点は、このような学校教育のあり方が教育行政当局の意図的な指導によって
生み出されていることである。

第4点は、学力テストが教師の勤務評定と結びついて、教育を荒廃させる原因と
なっていると見られることである。

一言で言って、教師の人権の剥奪が教師の権威の喪失、子どもの正義感の破壊に
連らなっていると見られることを深く憂えざるを得ないなどなど問題点を指摘して
います。

この教訓からすると、テストの点数を上げるよう町長や教育委員会が力を入れれ
ば入れるほど、通常の授業や運動会等の行事にしわ寄せをすることになります。小
学校では、英語の時間をどうつくり出すか苦勞されていることを考えると大変な負
担になります。

そこで、質問します。

教育長はどうしたら基礎学力を向上できると考えておられますか、答弁を求めま
す。

テストの点数が高いとうれしくて、低いと心配になります。本来テストとは弱点を探すためのもので、そこで見つかった弱点をどう克服するのが教育になると思います。点数は気になりますが、先生方には子どもたち一人一人の成長をどう促進していくか努力していただきたいものです。そのための環境を整えるのが教育委員会や町長であってほしいものです。

そこで、質問します。

町長は自分の評価を上げるために点数を上げたいですか、それとも点数より子どもたちの成長を望みますか、答弁を求めます。

過去の教訓を踏まえて、町長があるいは町長が任命する教育長が、安易な発想で強権力を発揮し、子どもたちを過度な競争に追い込まないことを求めるものです。

2番目に、愛和会との関係について質問させていただきます。

地域子育て支援拠点事業の実態等に係る調査特別委員会で、町の職員が愛和会から中元や歳暮、それ以外につけ届けを受け取っていたことが明らかになりました。公務員の倫理規程に違反する内容であり、大問題であると考えています。

町長は平成27年の年末まで愛和会の理事をされておられましたので質問します。愛和会は、町職員等に対して贈答、ゴルフ、旅行など、どのような接待をされていたのですか、答弁を求めます。

本町は、愛和会に対して保育所運営費補助金を出しています。中身は、1つ目として特別支援保育事業補助、2つ目が損害賠償責任保険料補助、3つ目が日本体育学校保健センター災害共済給付補助、4つ目が検尿・検便検査実施補助、5つ目が嘱託医師報酬及び身体検査委託料補助、6つ目が事務取扱費補助、7つ目は保育行事費、8つ目が延長保育事業、9つ目が地域活動事業費補助、10個目が延長保育促進事業費補助、11個目が一般管理費補助、12個目が2歳児未満児保育事業費補助です。

そこで、質問します。

天理市からはどのような補助金が交付されていたのですか、答弁を求めます。

本町の保育環境がよくなることは望むところですが、保育事業は愛和会独占の状態です。町立の保育園がないと保育行政はどうしても愛和会頼みになってしまいます。それでも保育環境が向上すればいいのですが、保育環境はほったらかしで、補

助金だけが膨らんでいるとこれは困ります。

そこで、質問します。

町長は、現行の補助金を見直しますか、答弁を求めます。

今回の事件を通じて、残念ながら本町の子育て環境イメージは後退しました。町長はこのマイナスイメージをどのように払拭されようとしているのか、その思いも明らかにしていただくことを求めます。

3つ目に、自主防災組織について質問させていただきます。

大規模災害が心配される中で、常日頃からの災害時の心構え等を一人一人が身につけること、自治会単位で災害への備えを行う組織として自主防災組織の重要性がうたわれています。本町は68%の組織率と伺っています。結成した中でも、年中行事を決め実践されておられるところがあれば、だんだん活動が弱くなってきているところもあると聞いています。頑張っておられるところの取り組みを紹介します。

年度当初に、避難訓練の日、炊き出し訓練の日、救命救急訓練の日、総合防災訓練の日等の年間計画を策定し、実施されておられます。自治会とも協力してたくさんの方の参加で実施されています。ここまでとはいかなくても、町が自主防災活動メニューをつくって積極的に促進せよと、平成27年第1回定例会の一般質問で提案しました。

そこで、質問します。

自主防災組織の運営についてどのような指導をされていますか、答弁を求めます。

自治会活動、自主防災活動、介護予防活動などは自治会の活動をより豊かにする機会です。近所のつながりをより強く豊かにするためにも町が積極的に取り組むことを求めるものです。

そこで、質問します。

今後どのように取り組みますか、答弁を求めます。自主防災組織への町の本気度を示してください。

最後に、4番目として、環境対策費等について質問させていただきます。

やまと広域環境衛生事務組合設立に当たり、本町は地元対策費として協力金1億

円と環境対策費1億700万円を支出しています。このお金がどのように活用され地元の皆さんに喜んでもらっているのか、町からの説明は全くされていません。

そこで、質問します。

本町が支出した2億700万円はどのように使われていますか、地元の皆さんに喜んでいただいていますか、答弁を求めます。

2億円と言えば大きなお金です。有効に活用していただくことを強く求めます。現時点の状況を明らかにされたい。

地元との協定書に明記された健康増進施設については、昨年6月議会で質問させていただいた際、御所市が用地鑑定業務と測量業務、設計業務を平成28年度に予算計上されたと答弁をいただきました。

そこで、質問します。

健康増進施設がどのように具体化されたのか、本町の負担割合、金額はどうなるのか、答弁を求めます。

理不尽な負担を求められないように町長の交渉能力が試されています。町民の期待に応えられることを求めて、私の質問といたします。

○議長（西川六男君） 町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 10番、吉田議員の第1番目、「全国学力テストについて」のご質問にお答えいたします。

平成19年度から始まり、本年度で10回目を迎えた全国学力・学習状況調査は、学力の実情を知り、学習改善に生かすことが本来の目的でございますが、順位の高低にこだわり過ぎる傾向も一部に指摘されているところでございます。しかしながら、児童・生徒の生きる力を構成する確かな学力を育むことは、児童・生徒が将来の職業の選択肢を広げ、夢や希望に近づくために極めて重要であると考えております。特に変化が激しい社会の中で生き抜くことになる今の子どもたちは、何を知っているのか、何ができるのかという個別の知識量だけでなく、それをどう使うかといった思考力、判断力などを身につけることが求められています。全国学力・学習状況調査では、こうした時代に求められる力を踏まえた問題が出題されており、過去のテストの問題を教材に活用することは誤りでもありませんし、成果を励

みにするのも自然なことであります。

本町では、小・中学校とも全国平均正答率を比較すると低い位置で一進一退しているという状況であり、知識・技能の定着及びそれらを活用する力の両方で課題が見られるところです。児童・生徒は課題を1つずつ克服する経験を通して、わかった、できたと実感し、児童・生徒のやる気が引き出されます。それを教師や保護者が認め、励ますことで、さらに学習意欲が高まり、学力を伸ばすという好循環が生まれます。私は、全ての子どもたちに確かな学力を確実に身につけさせていくことが学校教育の責務であると考え、今後も全国学力・学習状況調査をはじめとした学力向上の取り組みを総合的に推進してまいりたいと考えております。

次に、第2番目、「愛和会との関係について」のご質問でございますが、先月23日、愛和会に対する保育所の補助金をめぐり、石本孝男前副町長が収賄容疑で逮捕されました。その後、役場の執務室にも家宅捜査が入り、現在も捜査が進められていますので、愛和会と町職員等との関係につきましてはそれにかかわる内容と思われ、現段階での答弁は控えさせていただきたいと思っております。

次に、現行の補助金の見直しにつきましては、新年度予算におきまして、保育の後退にならないように見直すとの方針により、特別支援保育事業補助の基準額の上限額、事務取扱費補助、一般管理費補助等の廃止や金額の見直しを行っています。また今後も、田原本町保育所運営費補助金については精査して改善してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 教育長。

（教育長 片倉照彦君 登壇）

○教育長（片倉照彦君） 失礼いたします。

続きまして、第1番目、「全国学力テストについて」の2点目のご質問にお答えいたします。

どうしたら基礎学力を向上できると考えているのかとのお尋ねでございますが、私は、子どもたちがまず先生の授業がよくわかる、学校へ行くことが楽しいと感じてくれることが基礎学力を向上する上で一番大切にしなければならないことだと考えております。

基礎学力というものは、読み、書き、計算の能力であり、全ての学習の基礎であり、これらは学校生活だけではなく社会生活を支える力でもあります。この基礎学力を向上させるためには、教育委員会といたしましては、教員の指導力の向上、施設面の整備は不可欠であり、子どもたちが学ぶことが本当に楽しいと感じてくれるような教育環境の整備に取り組んでいかなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 中屋敷晃弘君 登壇）

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 続きまして、第2番目、「愛和会との関係について」のご質問にお答えいたします。

「天理市からはどのような補助金が交付されていたのですか」につきましては、天理市では、天理市民間保育所及び認定こども園運営費補助金において、1、病児・病後児保育事業体調不良児対応型、2、延長保育事業費、3、一時預かり事業費、4、障害児保育質向上事業費、5、小規模保育改修費等支援事業、6、保育行事費、7、児童用採暖費、8、保育所損害賠償保険加入費、9、保育所運営費、10、保育所従事職員給与改善費、11、保育所嘱託医報償費、12、独立行政法人日本スポーツ振興センター加入費、13、検便・検尿・血液型検査実施費、14、保育所運営充実人件費、15、保育所等における事業効率化推進事業費の15の補助金を交付されております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 総務部長。

（総務部長 持田尚顕君 登壇）

○総務部長（持田尚顕君） 続きまして、第3番目、「自主防災組織について」のご質問にお答えいたします。

自主防災組織の運営の活性化につきましては、県と連携して実施する奈良県安全・安心まちづくりアドバイザー派遣事業によりまして、自主防災組織の組織化及び活性化に関する助言、地域の防災訓練に対する支援及び助言を行うアドバイザーを派遣し、活動のサポートを行っています。

また、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、地域のリーダーや今

後リーダーとなる方を対象とした防災士養成講座を紹介しております。

自主防災組織から町防災担当者への参加要請があった場合には、防災計画の概要説明を行うことや自主防災組織の訓練時には非常食を試食していただけるよう提供しております。

昨年の町総合防災訓練におきましては、消防ポンプ車による放水体験や、避難所運営ゲームHUG等に積極的に参加をしていただき、住民参加による防災意識の向上が図られたと思われまます。

隔年実施であった町防災訓練を毎年実施し、自主防災組織の積極的な参加を得てまいりたいと考えております。

また、積極的に活動されている自主防災組織の活動内容を紹介することも有効と考えています。

本年4月から防災担当課を新設し、防災体制の強化を図ってまいります。

また、新年度で住民参加型ウェブ版ハザードマップの構築を予定しております。住民目線による危険箇所や避難所までの経路等、地域独自の情報を加えた地域防災ハザードマップを地域の住民の方と協働で作成するもので、自主防災組織の参画を得ながら進めてまいりたいと考えております。

自主防災組織の充実を図るため、自主防災組織補助金で備蓄品や防災資機材の整備のほか、防災訓練の実施に係る費用を助成対象としております。活動や現状に柔軟に対応できるよう、補助金の申請は年1回であったものを、来年度からは補助金額の限度内であれば複数回の申請を可能としてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 産業建設部長。

（産業建設部長 森 博康君 登壇）

○産業建設部長（森 博康君） 続きまして、第4番目、「環境対策費等について」のご質問にお答えいたします。

まず、やまと広域環境衛生事務組合へ本町が支出いたしました2億700万円の負担金につきましては、地元自治会である栗阪自治会に協力金として1億円を、環境対策費として1億700万円を支出しております。

現時点、栗阪自治会に交付された協力金につきましては活用されたという報告は

受けていないところでございます。

また、1億700万円の環境対策費につきましては、栗阪、小殿、朝町の地元3自治会に対しての環境整備対策費として充てられております。

現在の補助金の活用状況でございますが、水路改修工事、公民館駐車場舗装工事、太陽光発電システム設置などに活用されているところであり、地区住民の生活環境の向上並びに周辺地区の発展と活性化に寄与されているものと考えております。

また、組合では、未完了事業の交付済みの補助金などは一旦返還を求めるなど、厳正に対処するために交付要綱の見直しを検討しているところでございます。

次に、健康増進施設につきましては、現在、施設基本計画を作成中であり、具体的なものはまだ示されておられません。

健康増進施設は、新焼却施設建設に対し、周辺3自治会との協定事項の一つであり、必ず履行しなければならないと認識しております。

組合では、国の補助金、地方債などの活用が困難であることから、それらの適用を受けられる御所市が事業主体となり取り組むものであります。施設建設費、運営費に係る費用につきましては、組合が一部を負担し、焼却施設の売電収入をもって充てる計画であるとのことであります。

本施設は、住民の健康づくり支援と、高齢者が生き生きと暮らせる交流の場となる施設を目指すとともに、多くの人に利用していただき、収益が図れるように計画されており、構成市町に新たな負担が生じることのないよう努力してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 答弁いただきましたことについて再度質問させていただきます。

まず、全国学力テストの件で、教育委員会の懇談会では、学力を上げてくれと、規範意識が低いということを強調されておりました。今日の答弁には規範意識は一言も出てきませんでしたので、それはもう撤回されたのかと思うわけですが、ただ、今後も全国学力調査をはじめとした学力向上の取り組みを推進してまいりたいとい

う答弁は、せっかく私が指摘しているのですけれどね、例えば学校の環境をよくする、例えば今小学1年生は30人学級ということで、学校になれるということも入れて力を入れているというところからしましたら、全学年とも30人学級に入れるという努力をすれば、先生の目が行き届くと、子どもたちの環境も密接になるということも一つの方法だと思いますし、夏場の暑い中で学習しているのでしたら、エアコンを導入して、快適な環境で子どもたちが過ごせる状況をつくる、学習できる状況をつくるということもできるだろうと思うんですね。その点では、田原本町長としてやるべきことはたくさんあると思うんですよ。そのことが全然、今私が指摘したことは29年予算にも反映されていませんしね、やっぱり環境を整えていく、その中でみんな頑張って勉強しなさいという応援をすることが町の行政としての仕事じゃないかと。

全国学力テストというのは、結果が出るのは、4月にテストをして8月の終わるか9月しか出ないわけです。その間に子どもの状況も変わっていますからね。それから分析して対応するというのは、全然時宜に合っていないと思いますし、ただ出たものを利用して田原本町の今後の教育に生かすということはありませんけれども、本当にその場の子どもたちの学力向上といいますか、物の見方、考え方といいますか、そこに影響する問題ではないんですね。その点では、この全国学力テストを、そりゃ低いよりも高いほうが安心は安心ですよ。そこに町長として、それだけ注力する必要があるかと。それよりも教育環境を整えるほうに注力していただきたいなと。口で言うだけではなく、整えてくれているじゃないかと。それだったら、もっと勉強しやすくなったと。学校に行きたくなったという子どもたちを増やしてもらおうのが筋じゃないかなと思うわけです。

あの教育会議の中でも、町長の言葉を捉えてこんな質問をしている私も了見は狭いかわかりませんが、その点からしたら町長は点数は気にはなるけれども、こだわらずに教育環境を整えていただくと、ここに専念していただきたいなと思うんですが、それについて答弁をまたいただきたいと思います。

2つ目の愛和会との関係について、これは大変心配な答弁なんですよ。今捜査が進められていると、それにかかわる関係だから述べられないということは、町長は警察が捜査している以上のことを知っておられるのかなと。私は、この事件を受け

て、田原本町は綱紀肅正、服務規程の遵守を徹底するというようなことをおっしゃっていますけれども、それはやはり町の職員としては当然だと思いますけれども、やはり事件の概要を住民の皆さんも心配されているのです。何を心配されているかといったら、町長がどれだけ関与されてきたかを心配されているわけです、この事件に対してね。それは、やはり町長はゴルフもうまいと聞きますし、前寺田町長とか石本副町長とゴルフに行かれたのではないかという心配もされていますし、温泉旅行とか行かれたのではないかという心配もされている声が届いているわけですよ。その点では、やはり捜査は捜査として、町長が答弁しようがしようまいが、ちゃんと警察は調べていきます。その点ではどういう動きをされていたのかということも述べてもおかしくないんじゃないかと私は思います。避けられているのかなという気がしますけれども、そこで一つ私が知っている情報ということではないですけども、町長が愛和会の理事をされているときは、愛和会のために一生懸命やっておられたという一端を紹介したいと思います。

これは、田原本町子ども・子育て支援事業計画というので、この事業計画をつくるに当たってこの子育て会議の委員を町長がされていたとなっていて、その中で町長が発言されていることを少しここで紹介させていただきたいと思います。

この子ども・子育て支援事業計画というのは、アンケート調査をされてそのアンケートをもとに田原本町が今後の子ども・子育て事業をどうするかということを検討されて方向を出されたところです。そこで、これは以前私この場で述べさせていただいたんですけども、お母さん方の要望で何が高かったかということなんですけれども、平日定期的にご利用したい教育・保育の事業ということでアンケートをされていて、一番高かったのが保育所50%、2番目が預かり保育を定期的にご利用したいということで預かり保育のある幼稚園33%、3番目が預かり保育のない幼稚園25%という結果が出ていたんですね。保育所を利用したいというのが1番で、2番目が幼稚園で預かり保育をやってほしいという要望が出ていたと。このアンケートをもとに町長がどういう話をされていたか紹介しますと、天理の幼稚園でモデル事業として1回100円で預かり保育を実施した例があり好評だったため、通常事業として1回500円で実施したところ利用者が激減した。保護者のニーズについて、サービスと支援、あれば便利となくては困るを会議の中で見きわめる必

要がある。そうでなければ、これも欲しい、あれも欲しいになってしまう。預かり保育なら認定こども園でカバーできるので、幼稚園で預かり保育の必要はなく、認定こども園を1つ増やせばいいし、一時預かりを幼稚園で実施すれば預かり保育を吸収できるというふうな発言。それから、幼稚園の預かり保育のニーズはコンビニ的な、ちょっとあれば便利ということだと思う。それが高ければ利用しないと思う。以前も話した天理で6時まで預かり保育している園では、費用がかかるようになってからはほとんど利用がない。ちょっと利用するには便利だが、お金がかかると利用しないというのが現実、預かり保育のニーズについてはきっちり掘り下げ精査すべき、預かり保育の後は昼食の実施、おやつの実施など、とめどないのではないか。橿原市は全て認定こども園になったので、預かり保育という概念がないと思う。流れは認定こども園、預かり保育という概念をなくして、1から3号認定の中で吸収すべきであろう。それで、このニーズは解消されるのではないかと発言されているのです。覚えておられると思いますが。そして、結果的に子ども・子育て支援事業計画には預かり保育は削られたんですよ。何で削ったんだと大分言ったんですけども、削られた。認定こども園をつくるという方向が示された。担当課にその当時、どこが認定こども園をつくるのですかと聞いたら、あれだけ愛和会の方が一生懸命しゃべっておられたから愛和会がやってくれるんじゃないですかというのがそのときの担当課の話だったんです。その点では、町長は、町長になる前ですね、愛和会の理事をされているときは、愛和会の事業をどう促進するかということでは一生懸命やっておられた。その点では、今回愛和会と田原本町との関係が問われているわけですけども、その中に町長が関与されていたんじゃないかということがやはり疑われていますし、関与してなかったらそうでないと、していませんよと、中元やお歳暮を贈っていたのも知りませんでしたと答えていただけたらよいだけの話ですからね。捜査しているから答弁を控えますというのはおかしいと思いますので、答弁を求めたいと思います。

それと、自主防災組織については、結果的にはこの間、担当係の方も退職されましたし、実際のところなかなか機能していなかったんじゃないかと。私がお願いしていた防災係が積極的に自主防災組織のメニューをつくって、そしてこんなんもありますけどもという役割を果たしておられなかったんじゃないかと思うんで

す。その点では、近隣の町では自主防災組織が幾つか集まって防災訓練をするということもやっていますし、その点ではいい点をどう広げていくかと、これはただ単に自主防災組織じゃなくて自治会の活性化に私はつながると思っていますので、ぜひやっていただきたいと。先ほども防災課をつくるという話がありましたので、ぜひそうお願いしたいと思います。答弁はどちらでもよろしいです。

あと次に、環境対策費について聞かせていただきます。

環境対策費はこの答弁からしますと、田原本は2億700万円を出したと、お金は順調に使っておられますよということだけれども、地元が喜んでおられるかどうかというのは全然伝わってこない。本当に喜んでおられるのかなと心配なんです。例えば、栗阪のところには環境対策費で2億円出されているのですよね。2億円を出されたうちで使ったのが約2,500万円ですよ。あと1億7,500万円は残っているとされているのですよね。何をしたかといったら、公民館の上に太陽光発電のパネルをつけた。それと、御所市の土地を1,000㎡借りてそこに太陽光発電をつけた。この2つをしたんですよね。結果的にこの太陽光設備は誰の名義になっているのかと聞いたんです、私は。自治会長の名前になっていますということなんです。自治会長の名前、名義人ね。自治会長はどうされたんですかというたら、今行方不明ですということになっているのです。新しい自治会長が選ばれて、仮の自治会長かな、今月正式に選ばれるかわかりませんが。私どもが出したお金で太陽光設備をつくって、設備の名義は個人の名前になっていて、個人の方が今おられない、家も売り家になっているという状況を聞いているのです。こんな状況では、地元の方、喜んでおられないと思うんですよ。その点では、これをどうするかということはやっぱり責任者として対応しないと駄目だろうと思うんです。それについては、わかる範囲で答えていただきたいし、どういうふうにやっていくかということも答えていただきたい。

それともう一つ、健康増進施設、これは答弁では必ずつくらないと駄目だという大ざっぱな話だったんですけれども、この間の流れからいきますと、健康増進施設、地元は何をつくってほしいと言っていたかというところ、お風呂をつくってほしいという話をされていたんです。ところが、御所市の都合で、御所市はかもきみの湯とかあるのでお風呂はつくりませんということで、スポーツジムができないかな

というようなことも入れて民間の業者に打診をしたと。ところが、民間業者は採算とれないので受けられませんという結果が出たというのを聞いているのですね。それで、これは私は正式に聞いたわけじゃなくて、マスコミ報道なんですけれども、今考えられているのが入浴施設、温水プール、スポーツジム、これらを一体とした設備をつくるというような報道がされていると。今年度の御所の予算でもそういう中身だろうと思いますね。そういうこともちゃんと答弁してほしいわけです。結果がわかってから住民の方がご存じというのもおかしな話ですね。これまでのこの議会の答弁では、田原本町は当初の入浴施設については負担をするけれども、スポーツジムやあるいは温水プールはしませんよというのがこれまでの町長の答弁だったんですよ。それはどうなるのかなというところが心配なんです。その点ではまだ連絡をもらっていないからわかりませんじゃなくて、やはりどこまで情報が入っているかというところは具体的に答えていただきたいなと思います。

○議長（西川六男君） 町長。

○町長（森 章浩君） まず一つ、学力テストでございますけれども、私の考えとしては、学力テスト、状況調査は子どもたちの現状がわかるというふうに理解しております。そして、その中で弱点を見つけることができる。じゃあ、何がこの田原本町の教育で足りないのかというところがわかる。それをやはり補完していくのが教育であると考えております。ですから、点数を上げるためにやるのではなくて、結果点数が上がったというふうに私は持っていきたいと思っておりますので、あくまでも点数ありきではないということを答弁させていただきたいと思います。そのためには、議員お述べのとおり、やはり学習環境、学ぶ環境というところ、そして人的環境、そして家庭環境、これが私は必要であると思っておりますので、そこをしっかりと教育委員会とタイアップしながら、その環境整備を進めてまいりたいと考えています。

2つ目、愛和会に関してでございますが、正直そこは本当に今捜査段階であるというふうにお聞きしておりますので、述べることは余りできないんですが、ただ、1つ言えることは、私への捜査は及んでいないということは言えます。今回の事件に関して何ら、私がもしかかわりがあるのであれば、捜査対象となってももちろん聞き取りもあるでしょうが、取り調べを受けている事実は全くございませんので、そ

れははっきりと申し上げさせていただきたいと思います。

そして、前理事長がどこに付け届けを送っていたか等でございますが、そこはもう私は全く正直わかりません。申し訳ありません。どこに何を送って、誰と一緒にいたのかということは、私は全く把握しておりませんので、そこはお答えすることができないのが本当に申しわけございません。わかりません。

そして、子育て委員会の中での発言でございますが、当初私はその会に子育て支援拠点事業の一人ということで、当時のNPOの役員として、確か入らせていただいたと思っております。その中での知っている知見を発言させていただきました。ただ、天理での預かり保育の実態等もございまして、やはりあのときは認定こども園があればいいというふうな考え方でありました。ただ、この町に入らせていただいた中で、保護者と会話をする中、そしてPTAの皆さんと話をする中で、預かり保育の喫緊のニーズがあるということで、モデル事業としてさせていただきました。これの本格事業開始に向けて続けていきたいと考えております。

そして、愛和会での認定こども園の設置計画があったのかということでございますが、そこは私は正直知っておりません。ただ、宮古保育園を認定こども園にしたい、阪手保育園を認定こども園にしたいという声は聞いておりました。ただ、それが実際に動いていたかどうかは私はわかっておりません。

そして、自主防災組織の活用でございますが、議員お述べのとおり、自主防災組織があるだけでは意味がないと考えております。ですから、せっかくなつくついていた組織をどう活性化につなげていけるかということで、来年度、防災課をつくらせていただきまして、その自治会の活性化、そしてつながりが薄くなってきている地域の一つのつながりづくりとして自主防災組織も活用させていただきたい、それが防災意識の向上にも向かうと考えております。

そして、環境対策の健康増進施設でございますが、当初、お風呂は約束ということでお聞きしておりました。そこから、お風呂相当分という形に私は聞いております。その中で、今プールとかジムとかということがありますけれども、そこに関しましては、私は健康増進施設とは認識はしておりません。やはりお風呂相当分のところで町は負担すべきであるという考え方、そしてあとはもう組合の運営の中で町からの追加負担が出ないように今現在交渉しているところでございます。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 先ほど太陽光発電に関しまして、2億円の話ですが、今現在2,500万円ほどの太陽光、先生がおっしゃった形の支出をされています。それで、追加工事という形で、工事はまだやっておりますが、その土地に対しまして農地転用の手続を今現在やっている最中ということでございます。

それと、健康増進施設の施設のスケジュールに関しまして、平成28年度に基本計画、平成29年から30年にかけて実施設計、建設工事という計画とお聞きしております。

健康増進施設の28年度の予算に関しましては、用地鑑定、測量、基本設計等を実施されたとお聞きしております。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 補助金の関係では、個人の名前でそんな施設が残るとするのはおかしいと思うんですよ。その点では地縁団体の登録をして、ちゃんと自治会として名が残るような形で残すのがちゃんとした指導じゃないかと思うわけですね。その点はやるべきだと思いますよ。

それとあと、愛和会との関係についてなんですけれども、町長は理事をされてきましたよね、愛和会のね。理事をされていまして、補助金が増えているという実態もありますしね。その点ではどういうアプローチをされてきたのか、ご存じないのがおかしいのかなと普通には思うんですよ。そこで最後にお聞きしますが、前寺田町長、前石本副町長とゴルフに行かれたことはありますか、そこだけ教えてください。

○議長（西川六男君） 町長。

○町長（森 章浩君） まず、先ほどの地縁団体、それは必ずやはり公金でございますので、しっかりと説明できるように御所とも打ち合わせをさせていただきたいと思っております。

ゴルフの件でございますが、正直、寺田町長とは行ったことはございません。石本副町長とは10年ほど前に1度行かせていただいたことがあります、それ以降

は行っておりません。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 以上で吉田議員の質問を打ち切ります。続きまして、5番、森議員。

（5番 森 良子君 登壇）

○5番（森 良子君） 議長のお許しを得まして一般質問させていただきます。

現在の日本は世界でも有数の長寿国となっています。このことは本当に喜ばしいことです。全ての人が心身の健康に留意しながら長寿の喜びを実感して生きていける社会であれば、どんなに幸せでしょうか。しかし、気をつけていても高齢とともにどうしても病気になりがちです。体調を崩したときは、早期に医師の診断を受け治療することで多くの病気の重篤化が避けられることは言うまでもありません。また、身近な医療施設、かかりつけ医を持つことは病状に応じて適切な医療機関の紹介など、関係機関、行政との連携に非常に有効なことです。

最近、近隣の方からこんな声をよく聞きます。田原本町には病院、医院が多くあるがこの北校区には一つもない。体調が悪い時、すぐに診てもらえるところがないので本当に困っている。血圧の薬だけでももらいたいが、車を運転できる人、また家族がいる人はまだしも、ひとり暮らしの人、同行してもらえない人なども多くいます。タクシーを使うと何千円か、かかってしまう、何とか北校区に医療施設をつくってもらえないだろうか、切実な声があります。そういう点では、ももたろう号のさらなる充実も必要です。唯一近いと言えは三宅町の医院でしたが、医師の高齢のため昨年12月に閉院され、北校区の方は本当に困っておられます。調べてみますと東校区にも身近な医療施設がないようです。高齢者の方も含めて地域の方々が公的支援による利用しやすい医療福祉の存在は重要で、ぜひ実現していただきたいと思います。

そこで、質問します。

北校区、東校区に医療施設を設けるお考えはありますか。

以上です。また自席で質問させていただきます。

○議長（西川六男君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 中屋敷晃弘君 登壇）

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 5番、森議員の「地域医療について」のご質問にお答えいたします。

町内の医療機関は、国保中央病院、奈良県総合リハビリテーションセンターの2病院と20の医院、診療所等が開業されており、近隣の市町村と比較しましても充実しているほうだと聞いております。

医院、診療所等を開設するには保健所や厚生局への届け出が必要ですが、町への届けはありません。医師が病院、診療所等を開設するとき、病院を経営していく上で最良である場所を選定して開設されます。

議員もお述べのように、本町では、買い物や通院、駅への移動などにご利用いただくために、デマンド型乗り合いタクシーの運行を行っており、町内のほとんどの医院、診療所なども停留所となっております。

また、田原本町は、通院できない人を対象にした往診などが県内で比較しても積極的に行われているところであるため、北校区、東校区についても周知を図っていくことが必要と考えております。

このような取り組みが行われているため、本町において、現在、北校区や東校区に医療施設の設置を特別に推進するような施策については考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 森議員。

○5番（森 良子君） ご答弁ありがとうございます。

北校区のことばかり言うように思われがちですが、私の住んでいる地域の方々の声が直接届いてきますので取り上げさせていただきました。

開業医を呼んでくるとか、または分院をつくるとか、診療所を開設するなどということはそう簡単にできることではないと私も思っております。しかし、初めからそれを無理とか、難しいというような問題で諦めてしまっただけではいけないと思います。みんなで知恵を絞り、研究していけば不可能ではないというふうに思っています。

そこで、栃木県に自治医科大学という私立大学があるのはご存じでしょうか。この自治医科大学というのは医療に恵まれない無医村、僻地などにおける医療の確保、向上及び地域住民の福祉の増進を図るために1972年に設立されました。こ

の自治医科大学というのは、地域医療に責任を持つ全国の都道府県が共同して設立した学校法人によって運営されています。卒業後はその習得した医学知識と医療技術と使命感を持って出身都道府県に戻り、地域医療に従事します。

こういうものもありますので、そこをもっと研究して、何とか地域の方々の命と健康を守るために医療施設をつくるように一步踏み出して研究していただけないでしょうか。そこら辺をどうお考えですかということを一つだけ聞きたいです。お願いします。

○議長（西川六男君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 最初から諦めるではなく研究というのは確かに必要と思っております。ただ、今ちょっと栃木県のほうのお話いただきましたので、それでちょっと私のほうも無医地区という厚生労働省の調査のほうを見ておりましたら、栃木県は北海道に次ぎまして無医地区の人数が断トツに多い形になっておりまして、そういった形で取り組みも先進事例だと思うんですけども、奈良県としましては特にそれだけ高いところではございませんので、そういった田原本町という視点で見まして、そういった中で生活圏の中でこういった医療を受けられるのか、またタクシーとかでこういったふうに便利に行けるのかということで研究のほうはしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（西川六男君） 森議員。

○5番（森 良子君） 奈良県でも十津川のほうとか何かありませんか。（「ございます」と中屋敷住民福祉部長呼ぶ）

ありますね。（「はい」と中屋敷住民福祉部長呼ぶ）

はい、それはね。だから、そういうことも全くないということもないので、研究していただきたいと思います。

それからもう一つ、別の観点から考えてみますと、本町の駅周辺の中心部には開業医がたくさん集まっております。歩いていけるという地域だとほんまに便利だし、ラッキーだと思います。でも、この広い田原本町では自動車に乗れる方、または家族が送迎してくださる方はよいと思われそうですが、車で自分で行かれる方でも、行ったら、開業医の医院の駐車場が非常に狭いのでとめるのに苦労するという方も

おられます。また、夫に送迎してもらうんだけど、夫も高齢者なのでいつまでしてもらえるかわからないということの不安を持っておられる方もいます。安心して暮らせる未来というふうに町長もおっしゃっていますので、この不安をとにかく払拭していただきたいなと思います。

それと、奈良交通のバスが駅から国保まで今まで走っていましたが、3月末で廃止されるのですよね。それで、4月から国保のシャトルバスが無料で走ってくれるということは非常にうれしいんですが、駅から国保病院までの往復だけなので、駅に行くのにどうして行くかということが問題なのです。それで、そりゃあ困るわという方の住民の声はあります。シャトルバスの路線を、走るところをもっと研究して、もっと有効に使ってもらえるというふうに考えていただきたいなと思います。駅まで行くのが大変だから、それだったらもうタクシー呼んで、お金払って直接国保病院に行ったほうがいわというふうなご意見もあります。デマンド型乗り合いタクシーのももたろう号も、これ9時から10時までが2台走らせてもらって、あとは1台ということですが、本当は午後の2時、3時頃から5時頃までの間が利用者が非常に多いということも商工会のほうから聞いております。そしたら、夕方のほうにも1台じゃなく2台に増やすとか、何かもうちょっと便利なような使い方を考えるべきじゃないかなと思います。そういう点でも西村タクシーさんとの交渉によって、何とか夕方をもっと利用してもらえるような方法ということで、患者の足の確保ということでは考えていただけるんじゃないかなと思います。その点ではどうでしょうか。

○議長（西川六男君） 町長。

○町長（森 章浩君） ご質問ありがとうございます。

まず、田原本でございますけれども、訪問診療がかなり盛んでございまして、坂根医院さん、あまい医院さん、そして田原本療院さんの3診療が届けておられます。これはこの規模の町ではかなり多いほうであると思います。そして、あまい医院さんにおかれましては、平成28年の奈良県のお薬師さんということで知事からも表彰をいただいております、この地域の医療を支えていただく訪問医療の先駆者として表彰をされておられましたので、この訪問医療、そして在宅療養支援診療所をやはり積極的に活用していきたいというのがまず1つでございます。

そして、国保中央病院のシャトルバスですが、ご存じのように奈良交通が撤退して、その足を確保するために国保中央病院としてシャトルバスを1台無料で利用できるようにいたしました。これをまず駅と国保中央病院とを結ぶ路線として使わせていただき、これの利用者が増えればこれを拡充していきたいという考えでもございますので、そこは積極的に利用を促進していきたいと考えております。

そして、3つ目のデマンドタクシーでございますが、29年、本年見直しでございます。より使いやすくするために恐らく29年度中に利用者のアンケートもとらせていただきながら、平成30年度からの活用に向けてどのような形がいいのかということを見直しをさせていただきたいと思っております。3年間のたしか施行で、今年が見直しで、来年からまた新たな3年間ということもございますので、高齢化率も田原本は上がってきております。その中でどのような形がいいのかということアンケートをとり、検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 以上で森議員の質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。再開は1時で再開をさせていただきます。

午後0時00分 休憩

午後0時58分 再開

○議長（西川六男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。11番、植田議員。

（11番 植田昌孝君 登壇）

○11番（植田昌孝君） 議長のお許しを得て一般質問をいたします。

先般、マスコミによっても報道されましたとおり、本町にとって大変不名誉な事件が発生し、それに絡み、現在は町が設置した第三者委員会、補助金等適正執行調査委員会や、町議会が設置した地域子育て支援拠点事業の実態と町幹部の関与についての調査特別委員会、いわゆる百条委員会によって社会福祉法人愛和会を初めとする本事件に関与した可能性のある組織や人物などについて、厳正な調査が行われております。今後、各委員会でさらなる実態や原因の究明がなされ、以降の対応も検討されていくことでしょう。

さて、今回の質問は、その事件にも絡む補助金交付のあり方とその関連事項について質問いたします。

愛和会に対する本町からの平成27年度委託金における不正問題の詳細については、さきに述べましたとおり、マスコミ報道などでも伝えられておりますのでここでは省かさせていただきますが、いずれにせよ今回の事件が引き起こされた原因は何なのか、またどうして精算段階で発覚することなく見過ごされてしまったのか、十分な検証とその結果報告は多くの町民からの関心を集めているところであると思われまます。

お聞きしたところによりますと、問題の改善策の一つとして、精算（事業報告）の時点で支払いに要した領収書の添付を義務づけられるようにされたそうですが、これは改善策と言うよりも一般社会の経理業務においては至って当然のことであり、ここに来てようやく通常の形に近づいたことは少なからず嘆かわしくもありませんが、同時に本町の未来と健全な町政にとって大きな一歩であるとも思われます。とはいえ、やはりそれはあくまでもごく一般的な事務処理のあり方であり、今後と同様の事件が起こらないようにするためのより明確かつ具体的な対策として十分であるとは言えないでしょう。では、もっと本質的に改善すべき部分は何なのか。

私は、まずその一つに、田原本町における委託料や補助金等の交付に関する規定が現行のままでよいのか、さらに事務決裁規程が上げられるのではないかと考えております。現在の規定では、道路工事など公共事業にかかわる契約に関して、締結の最終決裁のほとんどが町長によってなされており、副町長や各部課長などの決裁権で動かされる金額が他の市町村などに比べて少額に抑えられ、結果的に何か起きた際の責任の大半が町長にあるという状況が引き起こされております。要するに、あえて言いかえるならば、町長以外の人間がおのおのの任務の中で一様に大きな責任感を持って各事業の契約内容等を真剣に吟味するという環境に、残念ながら本町は他の市町村と比較しても十分に達していないと言えるのではないのでしょうか。

例えば、これによって生じる問題の典型例が、マスコミでも広く話題として取り上げられ、行政や議会に対する国民の不信感を倍増させてしまう結果を呼んだ、東京都の築地市場豊洲移転問題に絡む調査に際しての、幹部の誰もが、私は書類に判

こを押したが詳細については把握していないと答えてしまう状況です。要するに決裁する際の判にはその重みと責任が伴うと思います。町から支払われるお金、その財源は国や県からの交付金、補助金だけでなく、そこを拠点とする企業や、そこに暮らす町民の方々から納められた税金であります。であるならば、その財源を使って事業化をする際は、それが真に正しく使われているのか、きちんと精査して、その内容に関してきっちりと町民に胸を張れることが、町民からの町政に対する信頼を得る上で絶対的に必要なことであるに違いありません。そして、それをたった一人の人間、つまり町長のみ押しつけるような事務処理でなく、他の人間もまた互いに町政へ携わる者としての責任感を持って今後の町政運営を担っていく上で、現行の事務決裁規程を含めた環境の見直しは不可欠であると考えられます。

そこでお尋ねいたしますが、そのような職員らの意識改革を促すような研修の実施や、町が事業委託をする法人や団体等への委託金、補助金の交付要綱についての見直し、またそれに関する副町長や各部課長などの決裁権の見直しについて、新年度を迎えるに当たり時間的余裕が十分にあるとは言えない中ではあります、具体的な改善策などをどのように講じられようとしているのか、現在の取り組まれている状況と、さらに今後の対応について町長のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

以上で質問を終わりますが、再質問がある場合には自席で行います。ご清聴ありがとうございました。

○議長（西川六男君） 町長。

（町長 森 章浩君 登壇）

○町長（森 章浩君） 11番、植田議員の第1番目、「補助金のあり方について」のご質問にお答えいたします。

職員の研修につきましては、本町が実施する研修のほか、市町村研修センターが行う研修、また全国的な研修センターで実施するものがございます。

本町独自の研修として、昨年8月に適正な事務処理についての認識を深めるため会計事務処理についての研修を実施、また10月には管理監督者を含めた全職員を対象にコンプライアンス研修を実施したところでございます。来年度におきましても、職員の意識改革にかかわる研修をはじめ各種研修を実施し、職員の資質向上に

向け、研修の充実を図ってまいりたいと考えております。

補助金等の交付に関する規程の見直しにつきましては、昨年度分の実績報告から領収書の添付を実施しているところで、今年度以降も継続して実施してまいりたいと思います。

また、補助金等適正執行調査委員会におきまして、補助金等の交付に対するチェック体制などについて、現在ご審議をさせていただいております。調査委員会からのご答申を待って、その方向性に沿った改善策を検討し、二度とこのような事案が起こらないよう対策を講じてまいります。

事務決裁規程につきましては、町長の決裁事項は1件200万円以上の工事の施行及び契約の締結に関することや、1件200万円以上の物品の購入及び処分等の供給決定及び契約の締結に関すること、1件200万円以上の支出負担行為及び支出命令に関すること等となっております。

一部の町は、工事の施行及び契約の締結、また物品の購入契約の締結が300万円以上となっておりますが、本町の規程は全体的に他町と比べましても大きく乖離していることがないことから、現時点では事務決裁規程の変更は考えておりませんが、必要に応じて検討したいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 植田議員。

○11番（植田昌孝君） お答えをいただきましてありがとうございます。

ちょっと順序が入れ替わりいたしますが、事務決裁規程なんですけれど、確かに他市町村と比べると、広陵町なんかは300万円という決裁規程になっていると思うんですけれど、町長が就任されて1年が過ぎたわけなんですけれど、最終決裁のほとんどを町長が押されていると思うんですけれども、押されている決裁の数量です、ね、数、1年間にどれぐらいの決裁をされているのか。私は公務員でもありませんし、決裁印を押したこともないですが、1年間で相当な数の決裁印を押されていると思うんですよね。その詳細について全部把握されて押されているとは思いますが、なかなか1人で全てのことを、調査するというか確認することはなかなか難しいんじゃないかと思うんです。そのことについて、部課長の方の決裁印が押されているわけですね、課長であったり、部長であったり、副町長が決裁印押されて、

最終決裁を町長が押されていると。そこでしっかりとチェックが働いていたら今回のようなことがもしかしたら起こらなかったのかもしれないというのが私の感想だったので、今考えていないとおっしゃっていますけれど、ぜひ考えていただけたらと思います。それが1つ言いたかったことなんですけれど。

それと、2番目に、今期定例会では予算委員会があります。予算委員会は新年度の交付予定の補助金等が出てくるのですけれど、調査委員会からの答申を待って補助金の交付要綱を見直しをするというようなお答えだったのかなと思うんですけれど、4月から新年度迎えるに当たって、その要綱は今のままの要綱でいくと。新年度になって答申を待ってということでしたら、29年度になってから予算が執行されてから変えるということなのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（西川六男君） 町長。

○町長（森 章浩君） まず、補助要綱の件でございますけれども、要綱は現行のままでいかせていただこうと思います。ただ、そのチェック機能をどうしていくかというところを第三者委員会の答申をもってチェック体制に対しての機能拡充ということで、今その答申を待っている状態でございます。

1つ目の質問の事務決裁規程でございますが、大体1日、かごが2箱ぐらいありますので、40件ぐらいは出てくると思います。一応全て目を通させていただきますが、たまに私のほうで附箋をつけて返すところもあると。そこがちょっと数字が違っていたりというところもありますし、納得いかないところは説明をしていただくところもあります。ただ、やはり判こを押す意味をしっかりと職員に通知して、これを押すことで、見たというだけではなくて責任も負うことということをやはり意識づけしていくこと。日々のルーチンワークの中で、出てきたから、もう去年と同じだからそのまま印鑑を押すということはないように、研修で意識づけをしていかないといけないと考えております。印鑑を押す意味、そして管理職としての意味を職員研修、管理職研修で再度通知していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 植田議員。

○11番（植田昌孝君） ありがとうございます。

ぜひちょっと検討していただいて、職員の研修をされたようですので、その職員

の研修なんですけれど、先ほどお答えいただきました会計事務処理やコンプライアンス研修について実施されたと、今お答えをいただきましたが、例えば具体的な研修、どのような研修をされたのか。例えば、何人ぐらい行かれたのか、その辺の詳細がもしわかれば、お答えをいただきたいと思います。

それから次に、2番目、第三者委員会のことをちょっとお聞きしたいんですけれども、第三者委員会は1回目のときは公開でしたが、2回目以降は非公開となっております。非公開になっております関係で、私たちには入ってこないわけでありますので、どのようなことが議論されているのか、現状どのようなところまで議論されているのか。

2月9日の奈良新聞でしたけれども、法人が理事長に対して損害賠償請求する予定や行政が推薦する理事を入れ替えるということについて、法人側は今後検討したいと答えられていたようですが、その辺の詳しいことがもしわかればお聞かせいただきたいと思います。

第三者委員会のことは12月議会に、たしか町長が、質問を私がさせていただいたときに、今年度で最終的な結果報告をしたいとおっしゃったと思うんですけれども、予算書を見ていましたら、委員会の委員の報酬が上がっていましたので、4月以降も、先ほどお答えになりましたけれど、引き続きこの委員会が開かれるということですので、どのようになっているのかということをお聞きしておきたいと思います。

それと、最後になりますが、先ほどほかの議員からも少しありましたが、副町長が逮捕されたと。2月23日に逮捕されたんですけれど、このことについて百条委員会でもこのことが議論されていくようではありますが、先ほど吉田議員もおっしゃっていましたが、一般質問の提出期限後に逮捕されたということで、今回の質問の中には入れていなかったんですけれども、このことについて町長のご意見、何かありましたらお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 私から、まず研修の内容をどういうもので実施をしたかということにつきましてお答えを申し上げます。

まず、会計処理の研修につきましては、財務会計、伝票処理をする職員ということでございますので、係長以下の実務を担当する職員を対象に実施をいたしております。それから、法令遵守、コンプライアンスの研修につきましては全職員を対象に行っております。

第三者委員会の経過でございますが、おっしゃいましたように1月に第1回目、それから2月8日に2回目を行っております。おっしゃったように、法人の体制の見直しにつきまして委員からそういうご意見もございまして、法人側の出席の方からそういうことは検討するというか、進めていくというふうなご発言がございました。

それから、2回目の内容でございますが、法人の体制についての確認をまずは委員会でされた。それから、町の執行体制についてどういうことをやっていたかというのを町のほうからご説明を申し上げております。それから、あと町の他の補助金のメニューにどういうものがあるかというのもご説明を申し上げたところでございまして、次が3月、来週に予定をしておりますが、第3回の委員会になりますが、14日というのは日程調整を行っております。第3回は、1回、2回のご審議の状況を踏まえて、今後の補助金が適正に使用されているかどうかを確認するような体制づくりについてのご議論があるかと聞いております。それから、第2回では副町長の事件がございませんでしたので、第3回では今の副町長の件につきましても補助金に関連いたしますので、経過等をご説明申し上げる予定をしております。

それから、第三者委員会が4月以降も続くのかというお話でございました。3月、今月いっぱいでは終了しないということでございますので、4月以降の予算措置をさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 町長。

○町長（森 章浩君） まず、前副町長の逮捕でございますけれども、正直恥ずかしいといいますか、また町をにぎわしてしまう大きな事件が起こってしまったということは、本当に申しわけない、町民の皆様にも申しわけないというのが本当に率直な気持ちでございます。早く実態解明、そして石本副町長に対するどういう容疑があって、ここから広がっていくのかということもしっかりと注視しながら捜査を見

守っていききたいというのが私の考えでございます。

あと、先ほど総務部長からも説明ありましたように、第三者委員会の中でやはり贈収賄という形になりますと事件が大きくなりますので、町職員、特に特別職に対しての利害関係団体、また外部団体から一体どのような圧力があってこうなったのか、そしてその実態解明、対策についても対象としていただきたいということで、私のほうからは要望をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 以上をもちまして11番、植田議員の質問を打ち切ります。

続きまして、12番、松本議員。

（12番 松本美也子君 登壇）

○12番（松本美也子君） 議長のお許しをいただき、通告書どおり一般質問をさせていただきます。

1項目めといたしまして、高齢者・障害者支援のために、ふれあい収集（仮称）事業の導入についてお尋ねをいたします。

県下でも一定の要件を満たす方に限ってですが、安否確認も兼ねて、高齢や障害などの理由により所定のごみ置き場までごみ等を持ち運ぶことが困難な方のために、玄関先までごみの収集を行う事業を導入しておられる自治体があります。本町においてもぜひ導入していただきたく質問をいたしました。本町のご見解をお聞かせください。

2項目めといたしまして、少子化・子育て支援について、子ども医療の見直しについてお尋ねをいたします。

現在、医療保険制度における医療費の負担は、就学前が2割、小学校以上が3割ですが、市町村が実施の子ども医療費助成について現物給付した際に、国民健康保険の国庫負担金を減額調整するというペナルティ的な措置が行われてきました。窓口負担を無料化すると、患者が増えて、医療費が増加、それに伴って国庫負担が増えて医療費を無料にした自治体に補助金を多く支給することになり、公平に配分できないから窓口負担を無料化した自治体への補助金を減額していると厚生労働省は説明をしています。

少子化対策を進める国の施策と矛盾している等の理由から、全国知事会や全国市

長会などでは減額措置を廃止するよう再三にわたり国に要望しています。そうした要望も踏まえて公明党は、山口那津男代表が2015年2月の参議院本会議でペナルティー撤廃に向けて言及をし、党内にも子ども医療費等検討小委員会（委員長柘屋敬悟衆議院議員）を設置し、自治体等現場のご意見をお聞きし、厚生労働省に見直しを強く促してまいりました。国は、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会で見直しに向けて検討をし、その検討を踏まえて昨年12月17日に開催された国保基盤強化協議会の場で塩崎厚生労働大臣からの国の見直し方針が示されて、2018年度から未就学児までを対象とする助成については減額調整措置を廃止することを決定し、この見直しによって生じた財源を他の少子化対策の拡充に充てるよう求める内容とともに全国の自治体に通知したと伺っております。本町におきましても奈良県へ強く要望していただき、子どもの医療費助成制度について、現物給付の導入に向けた検討と見直しをお願いしたいと存じます。本町のご見解をお聞かせください。

3項目めといたしまして、安心・安全のまちづくりのために、避難所運営ゲームHUGを活用した住民による避難所運営マニュアルの策定及び避難所ごとの避難訓練の実施についてお尋ねをいたします。

東日本大震災から間もなく6年を迎えます。昨年は熊本県、鳥取県においても地震が発生いたしました。今、防災、防犯においても町内会、自治体、ボランティアのつながりの仕組みづくりがいかに大切か問われています。自分たちの町は自分たちで守る、一人も犠牲を出さない、究極の減災は住民の手でとの精神で、町内会が進める自主防災の取り組みは1,500人が暮らす内陸部の住宅街の福住町方式（仙台）と呼ばれ、国から表彰を受けるなど、全国から注目を集めています。

取り組みのポイントについて、1、住民の状況を正確に把握するために詳細に記入する。特に、高齢のひとり暮らし、障がい者は重要支援者と呼び、緊急時に真っ先に安全確認を行う。役員はふだんから名簿の内容を頭にたたき込んでいたために、東日本大震災では役員を中心に行った重要支援者の安否確認は、発災からわずか1時間で完了できたとおっしゃっています。2、町内会独自で作成した防災マニュアルに基づく防災訓練の実施、3、他の町内会などとの協力体制については、行政が被災して機能できない場合などを想定して、市民グループや企業などと町内会

独自で災害時の相互協力協定を結んでおられます。その数は12団体に及び、お互いができる範囲で支援することをきめ細かに決めておられます。東日本大震災の折には100人が集会場に避難されて、備蓄物資が尽きかけた5日目には協定を結んでいた地域から支援物資が届き、行政からの支援が十分でない中で一人も犠牲を出さずに苦境を乗り越えたと言われています。

こうした取り組みの背景には、過去の災害の教訓にあります。6,000人を超える犠牲者を出した阪神・淡路大震災では要救助者3万5,000人のうち約8割が家族や近隣者に救助されたと報告されています。福住町町内会の会長さんが、ふだんの暮らしの中で一人一人が家族や友人、知人を大切にして、緩やかにつながっていることが災害時に大きな力を発揮する、要は日頃の近所つき合いですと語られていたのが強く印象に残りました。（公明新聞参照、一部抜粋。）

私も平成14年6月に学校施設の耐震強化についての一般質問をさせていただいて以来、ほぼ毎年防災について質問、予算要望の中でも提案をしてまいりました。昨年の防災訓練の中で、地域の方々が避難所運営ゲームHUGを活用しての体験をしていただきました。時間が短縮されて最後までできなかったのは残念でしたが、日頃よりの備えがなければ即座に行動できないということを学ばせていただきました。いざ災害が発生したときに、行政からの指示を待たずに、地域で連携プレーの行動がとれるかが最も減災につながるということも再確信をさせていただきました。本町におきましても減災につながる仕組みづくりのために、避難所運営ゲームHUGの体験活動をさらに広げていただき、HUGを活用した住民による避難所運営マニュアルの策定及び避難所ごとの避難訓練をお願いしたいと存じます。本町のご見解をお聞かせください。

以上で壇上での私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西川六男君） 産業建設部長。

（産業建設部長 森 博康君 登壇）

○産業建設部長（森 博康君） 12番、松本議員の第1番目、「高齢者・障害者支援のために」のご質問にお答えいたします。

議員ご提案のふれあい収集につきましては、ごみの集積所までごみ出しが困難なひとり暮らしの方や高齢者などを対象に、負担軽減のため、戸別訪問による玄関先

収集を実施するもので、要望により安否確認を行う制度であると理解しております。

現在、奈良県内の13市町でふれあい収集が実施されております。本町におきましては、特定戸別回収につきましては、高齢者の方々などが住みなれた地域で安全・安心に生活していただく上で有益であると考えておりますが、既に構築されている地域住民同士の助け合いの関係を阻害することなく、地域と調和した戸別回収に向けて、さらなる検討をしなければならないと考えているところでございます。

さらに、来年度は環境管理課は清掃センターへ移り、業務内容は、やまと広域環境衛生事務組合へのごみの搬出作業となります。新しい収集体制を確立し、戸別収集のあり方についてどのような支援の枠組みが求められるのか、今後、支援世帯からのニーズも含め、庁内関係各課とも連携をとって研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 中屋敷晃弘君 登壇）

○住民福祉部長（中屋敷晃弘君） 続きまして、第2番目、「少子化対策子育て支援について」のご質問にお答えいたします。

現在、未就学児の医療機関等での診療費につきましては2割を窓口で支払っていただき、約3カ月後に一部負担金を控除した額を町から助成しているものであります。奈良県内の全市町村が子ども医療費の助成を窓口負担支払い後の現金給付としているのは、現物給付とした場合には受診数が増加し、医療費の増大につながるものであり、医療費の増加分につきましては、現物給付を行った保険者である市町村の国民健康保険国庫負担金において調整するというペナルティーを受けるためでございます。

議員お述べのとおり、厚生労働省から子ども医療費助成のこのペナルティーを2018年度から撤廃するという方針が通知されています。このことから本町は、子育て世代の負担軽減のため県内市町村と協議、連携し、子ども医療費の現物給付導入について県への要望を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 総務部長。

（総務部長 持田尚顕君 登壇）

○総務部長（持田尚顕君） 続きまして、第3番目、「安心・安全のまちづくりのために」のご質問にお答えいたします。

避難所運営ゲームHUGは、避難所運営をみんなで考えるための一つのアプローチとして、避難者が抱える事情が書かれたカードを避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こるさまざまな出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームです。昨年実施した総合防災訓練は、住民参加型として訓練のメニューに避難所運営ゲームを取り入れたところです。防災士を交え、地域の自治会や自主防災組織の方々も熱心に取り組んでいただきました。

さて、新年度から防災担当課を新設し、防災体制の強化を図ってまいります。

また、新年度で住民参加型ウェブ版ハザードマップの構築も予定をいたしております。住民目線による危険箇所や避難所までの経路等、地域独自の情報を加えた地域防災ハザードマップを地域の住民の方と協働で作成をするものです。こういった機会を利用し、避難所運営マニュアルの作成や避難所ごとの避難訓練の実施について協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川六男君） 松本議員。

○12番（松本美也子君） ご答弁ありがとうございました。

高齢者・障害者支援のためのふれあい収集の件でございますが、短期間でお体が不自由になったとか、そういう場合はご近所の方にちょっとお願いするのも大丈夫かなと思うんですけども、障害の方、そしてまた要介護2以上の方が急遽よくなるという状況じゃなくて、長い期間、この状況のままにいらっしゃると思うんです。ごみは毎日の問題でございます。生活の中で週に1回であったり、週に2回であったり、それがずっと続くわけですので、ご近所の方やお知り合いの方にずっと永久にお願いするというのも大変心苦しく思われると思うんです。そういうこともございまして、今後検討していただくということですので、期待をさせていただきたいと思っております。

この4月から新しい収集体制になりまして、御所まで職員の方がごみを搬送されるということで、今までとは違った職員の方の負担や時間の関係等、それを半年ぐらい続けないと状況がどうなのかという判断もできないかと思われまますので、次年度、1年間を通じてできるだけ前向きにこのふれあい収集を考えていただきたいと思ひます。

ニーズも含めてとおっしゃってくださっていますので、どのくらいの方がそのことをお求めになっいていらっしゃるのかということも、アンケートをとっていただければ、それによって収集の時間体制とかがある程度イメージできて、計画ができるんじゃないかと思ひますので、この点も含めて、要望にとどめておきますので、答弁は結構です、この件に関しては前向きに検討していただけるということで期待をさせていただきます。

子ども医療費の見直しについてでございますが、これも県との協議の結果ですので、県に強く要望していただいて、一日も早く無料化になりますように期待をしております。これも答弁は結構です。

最後の安心・安全のまちづくりのためのHUGの活用でございますが、新年度で防災担当課をやっと新設をしていただけるということで喜んでおりますし、地域防災ハザードマップを住民の方と協働で作成していただけるということで、住民の方が自らの命を守る、それから自らの地域を皆さんで守りという自助、共助の形になったかなと喜んでおります。HUGも一緒に検討していただけるということで、実施に向けて協議を進めていくという総務部長の答弁もございましたので、大いに期待をさせていただきますと思ひております。

3点とも答弁は結構です、前向きに検討していただけることを期待して、質問を終わります。

以上です。

○議長（西川六男君） 以上で12番、松本議員の質問を打ち切ります。

これをもちまして一般質問を打ち切ります。

総括質疑（報第2号より議第25号までの27議案について）

○議長（西川六男君） 今期定例会に一括上程いたしました報第2号、平成28年度

田原本町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告より議第25号、やまと広域環境衛生事務組合規約の変更についての27議案について、去る6日に行われました町長の提案理由の説明に対し、総括質疑を許します。

質疑ありませんか。10番、吉田議員。

○10番（吉田容工君） それでは、私の所管外のところについて総括質疑できるということで、まず議第8号からしていきたいと思います。

議第8号では、教育債等で幼稚園園舎地震補強等事業というのを上げていただいています。これは入ですから、出のほうでは、幼稚園改修等工事費と工事監理業務委託料ということで6,750万円と上げていただいています。この工事の内容、どこの幼稚園かということ、そして構造耐震指標I_sがこれでどこまで上がるのかと、いつ頃実施されるのかということをお教えてください。

○議長（西川六男君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） このたび補正予算案を提出させていただきましたのは、南幼稚園園舎の耐震補強工事についてでございます。

同園の園舎については、昨年夏休み期間中の耐震補強工事により北園舎、南園舎に壁面ブレースを14カ所新設するなどして、耐震指標I_s値を北園舎については0.09から0.35に、南園舎については0.10から0.43に補強いたしました。このたびの補強工事では、北園舎の屋根全体にブレース等を設置するとともに、南園舎には壁面に鉄骨とブレースを追加設置し、文部科学省が定める耐震性能I_s値を0.7以上に高めるためのものがございます。

現在、耐震補強工事に係る設計業務委託を行っており、設計が今月下旬に完了する予定で、その後所要の手続を経て、5月中旬に入札、6月議会に契約に係るご議決をいただき、契約1学期終了後に着工して、できれば夏休み期間中の完成を、遅くとも9月中の完成を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 南幼稚園の園舎で0.7以上で、実際にはどこまで、構造計算してあるのでしょ。それが今作業中ですか。そこちょっとわからなかったんですけど、夏休み期間中にでき上がると。構造計算しないと工事ができませんから

ね、その点では0.7以上というのが具体的にどこまで行くのかというところを教えてくださいませんか。

それと、突然補正予算で南幼稚園が出てきたんですけども、田原本町には幼稚園はたくさんあるわけで、そのほかのところは後回しということになった状態ですよ。その辺の選択の順番はどういう根拠でされたのかというところを教えてくださいなと思います。

○議長（西川六男君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） まず、0.7以上の設計につきましては現在行っておりまして、その設計どおりに施工できたか、夏休みの期間中の工事が終わって完了いたしました時点で施工が設計どおりにできておりましたら、その基準を満たしているということでございます。（「設計上は幾らになるの」と吉田議員呼ぶ）

0.7以上でございます。（「そうなんですか」と吉田議員呼ぶ）

はい。それと、次になぜ南幼稚園からかといいますと、南幼稚園は北園舎が昭和40年の建築、南園舎が昭和46年の建築でございます、建築の経過年数が最も多いということで南幼稚園から取りかからせていただきました。

次に田原本幼稚園が昭和46年の建築で建築後45年経過しております。平野幼稚園につきましては、南園舎が昭和39年の建築で52年経過、北園舎が昭和53年の建築で38年経過いたしております。この2つの園舎につきましても、南幼稚園の園舎と同様、昨年夏に耐震補強工事をいたしまして、0.3以上の補強をいたしております。この2つの田原本、平野幼稚園につきましては、新年度予算で設計の予算を上げさせていただいております。次に古いのが東幼稚園の北園舎でございます、昭和40年度の建築、これはもう現在使用を中止いたしております。南園舎につきましては54年の建築で、耐震指標は1.09と文科省が定める基準を満たしております。北幼稚園については全て昭和53年度の建築で、耐震指標は0.45、これは38年経過しております。これらの順で計画的にできるだけ前倒しで取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 今の話でいきますとね、建てたのが古いという一つの基準

が示されているのかなと思いますけれども、それからしますと平野が一番古いんですよね、39年ですからね。ですから、今のおっしゃった説明が全然理にかなっていないと。それと、今は耐震改修をするわけですから、建てたのが古いという基準が一番最初に出てくるというのはいかがなものかなと。やはり構造耐震指数が、耐震構造指数、ちょっとあやふやになってきましたが、 I_s が0.7未満というのは倒壊する危険があるということですので、地盤にもよるかもわかりませんが、建物だけをとった場合はどこも同じ条件にあるということですよ。そこで優劣がつくということについては、住民の皆さんがどこまで納得されるかということになると、心配だと思うんですよ。子どもさんを預けている保護者にとっては大変心配だと思うんですね。その点で、 I_s が0.7以上あって安心できますよと、0.7以上が安心かどうかは別として、1.0が普通なんですから、一応文科省が言っているから町としてはその辺でよいただろうと思っているだけの話で、もし災害があったときに被害が出て、傷つく方がおられたら、なぜ放置しておいたんだと問われる状態は変わっていないわけですよ。その点では、南幼稚園が一番で、田原本と平野は2番で、東と北は3番なんですか、それともこの耐震改修計画には入っていないのかというところはどうか。

○議長（西川六男君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） 東も北についても検討というか計画はしております。

（「してくれているの」と吉田議員呼ぶ）

ただ、まず、国庫補助金を申請していく過程で、設計がまず必要でございますので、設計した順にしていきたいということでございます。

それと、 I_s 値につきましては、先ほどおっしゃっていただいたとおり、0.6未満は倒壊または崩壊の危険性がありということで、文部科学省は一般施設に比べて学校施設の役割等を考えて、0.7という一般の建物より高い基準を設定しているわけでございます。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 一般は1.0ですよ、 I_s は。その点では今の話では田原本町の子どもたちを預けている保護者の方にとっては非常に心配な話だと思いま

す。昨年の夏は東幼稚園は除いて全ての幼稚園で、北幼稚園はあれですけど、南も平野も田原本も一気にしたわけですよ。その点では、補助金ということはあるかわかりませんが、一番優先すべきは子どもたちの命だということを指摘しておきたいと思います。

続きまして、議第12号、犯罪被害者等支援条例について質問をさせていただきます。

今回初めてこういう条例が出てきまして、その点では犯罪被害者等支援条例をつくって町は何をするのかということについて大まかな説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 犯罪被害者等の支援条例でございます。

まず、その概要でございますが、警察、民間支援団体、その他の関係機関等と相互に連携を図り、犯罪被害者等の支援に関する各種施策を推進をするというものでございます。

犯罪被害者等の多くは、さまざまな制度に関する情報が伝わっていないため、結果として必要な支援が受けられずにいることが推測をされます。町は各種支援制度の案内や申請の補助などのコーディネートを行います。また、警察署と連携をし、犯罪被害者であるかどうかの確認を行い、関係機関との情報を共有し、犯罪被害者等の援助に精通している民間の支援団体等を紹介し、犯罪被害者等がこうむった心身の苦痛や生活上の不利益等をできるだけ早く軽減し、回復できるような措置を講じるものでございます。

また、犯罪等によりまして不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族または心身に傷害を負わされた犯罪の被害者等に対しまして、遺族見舞金として30万円、傷害見舞金として10万円を支給するというのが主なものでございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） そしたら、今の話ですと、関係機関と相互に連絡をとるということはわかりましたね。あと、亡くなられた場合は見舞金として30万円を渡すと、重度の障害かな、その辺ちょっと規定自体はないんですけども、障害見舞金10万円という制度もあると。これについては細則等決めるんだと思うんですけど

れども。じゃあ、何をするのかということですね、田原本町としてね、それがこれではわかりませんので、そこを今知りたかったわけですね。

例えば、犯罪被害者等の支援窓口を開設する、そんなことはされるのですか。そして、その中で相談の支援、警察や裁判所や病院などへ付き添い等行われるのかと。また、職員向けの研修が行われるのか。住民向けの啓発講座は行われるのか。あるいは、学校での教育にカリキュラムをつくられるのかと。いろんな可能性あると思いますけれども、田原本町としては条例をつくって何をしたいのかと、どこまでするのかという考えを今持っておられるか、お教えてください。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） まず、主には被害を受けられた方に対しての救済制度の広報、PRを行うということでございます。支援窓口の開設、それから病院の付き添いにつきましては、町は今のところ予定はいたしておりません。ただ、民間のサポートセンター等もございますので、そこと連携を図りながら、まずはこの制度が利用されるような形をとっていきたい。現在も民間の支援センター等々もございますが、町もそこに役割を担うということでございます。

住民向けの啓発でございますが、住民向けという啓発を積極的にするのかどうかという話でございますが、そういう制度があるということは当然ホームページ等でも行っていきますし、天理警察の管内でこういう形で歩調を合わせますので、警察のほうからの情報提供もあろうかと思いますが、関係機関と連絡をとっていくということでございます。

あと、学校での教育につきましては、今のところは考えておりません。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） いみじくも本音をおっしゃいまして、天理警察管内で同一歩行でいこうということで提案だったんですけど、同じ方向で一步踏み出したときに、田原本独自として形だけおさめるということもありますけれども、少しでもこれを使っただけだと、サポートできる体制をどうとるかということだと思っただけですね。今おっしゃったように、窓口はつくる予定がないと。相談に来る人がいないわけですね、受付窓口がないのですから。その辺ですよ。サポート、サポートと口で言うけれども、窓口なかったら誰が役場に来るんだということになってきま

すから、その点は、今すぐとは言いませんけれども、それは近隣の市町村と足並みそろえて充実すると。せっかくだつたら生きたものにするというふうにしていただきたいと思いますが、それはどうですか。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） ちょっと説明が不足しておりまして申しわけございません。専門の窓口を設けるということの予定はございませんが、当然所管の課がございますので、そこを利用して、そういう制度のPRということ、それからそういうサポートも図っていきたいということで、担当の所管は当然置くということでございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 次に、議第13号、いじめ問題対策連絡協議会条例について聞かせていただきます。

案をいただいたときには田原本町のいじめ防止基本方針というのをいただいでいませんでしたのでわかりませんでして、今日朝からいただきましたと。その点では、どういうことをされるかということですが、その基本方針に基づいていじめ問題対策連絡協議会というのをつくるということなんですけれども、形の上からちょっと質問しますけれども、一応これはいじめ防止対策推進法第14条の1項に基づき田原本町いじめ問題対策連絡協議会をつくるということを書いてありますね。14条はどう書いてあるかといいますと、地方公共団体はいじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより学校、教育委員会、児童相談所、法務局、または地方法務局、都道府県警察、その他の関係者で構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができると書いてありますね。その点では、田原本町がつくる田原本いじめ問題対策連絡協議会の構成メンバーというのはどういう方を考えておられるのか。

○議長（西川六男君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） 失礼いたしました。田原本町いじめ防止基本方針がお手元に届くのが遅れましたことをおわび申し上げます。

お尋ねの協議会の構成でございますが、県教育委員会事務局をはじめ、警察、こども家庭相談センター等の関係機関の担当職員、町立小・中学校の教員の代表者、

学識経験者及び町の担当職員などを想定しております。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） それで、このいじめ防止対策連絡協議会というのは、いじめ防止基本方針によると、いじめ防止のためには関係者が一体となった継続的な取り組みが必要であると書いてあるのですね。地域、家庭と一体になって取り組みをするための普及啓発をすると、必要だと。それから、学校で定期的なアンケート調査や教育相談に資すると。電話相談窓口の周知、児童・生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるというようなことが書いてあるのですね。その点では、田原本町いじめ問題対策連絡協議会というのは、こういうことを日常的に進めていく、どこまで行っているかチェックするということなんかなと思ったりするのですけれども、もう一つこの協議会の中身を、どんなことをするところかというのを教えてください。

○議長（西川六男君） 教育長。

○教育長（片倉照彦君） 私のほうからお答えさせていただきます。

日頃、基本的にはこのような会議というのはそれぞれの学校で持っております。以前は私ども教育委員会のほうも、定期的にじゃなしに、何か問題が学校であって、それが解決できないときに相談しようじゃないか、調査をしようじゃないかと言っておったものなんですけれども、私ども教育委員会も定期的に、いわゆる町としてこういうものを設けて定期的に学校と連携をします。ベースは学校のほうでそれぞれが子どもたちにアンケートをとるというのは定期的にとりますし、日頃のそういうケース会議とか、そういうのも入れておりますので、ここ1つが担うんじゃなしに、もちろん学校それぞれがまず担うと、それから町も定期的にやるということで、連携をするところでもありますので、重なってやっていくと言えはわかっていただきやすいかなと。以前まではそういう要望があったら、何かあったときしか起こらない会議だったんですけれども、それを県に準じてやっていくというところがございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） いじめ問題対策連絡協議会の委員は12名以内をもって組

織すると。この方たちは、費用弁償というのは要らないんかということが聞きたいんです。そこだけ確認したいんです。言ってみれば、次のところに出てくるいじめ問題対策委員会の委員は日額、再調査委員会の委員は日額と書いていますけれども、今のからすると田原本の職員だけじゃなくて、県の教育委員会とかもありましたし、その点では定期的に関く田原本いじめ問題対策連絡協議会の委員の皆さんにはそういう費用弁償は発生しないという認識でよろしいですか。

○議長（西川六男君） 教育部長。

○教育部長（竹島基量君） 議員お述べのとおり、一般的に公務員でございますので、団体によっては旅費の費用弁償は必要になるかもわかりませんが、謝金は発生いたしません。ただ、学識経験者については謝金が発生する可能性がございます。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 発生するんだったらこれやっぱり書いておいたほうがいいのではないかというのを指摘だけしときます。

あと、議第14号について質問します。

行政組織条例の一部を改正する条例ということで、今度町長公室というのを設置するということが出ています。その点では、なぜこれを設置するのかということ。それと、今各部長さん、一応提案の中では部長級という位置づけが公室長に与えられると思いますが、その点では部長間の上下関係というのはあるのかというところを教えてください。

○議長（西川六男君） 町長。

○町長（森 章浩君） まず、今回総務部から総合政策課、そして人事課、広報課を町長公室へ移したいと考えております。部長級を1名配置し、同じ部長級ということで今は考えておりますので、上下関係はないと、部長級というふうに考えさせていただきます。

そして、総務部の中に防災担当課ということで新しく新規の課をつくり、機能充実を図らせていただこうと考えております。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 特に、提案の中に他部局との連携、役割の分担とか、基本構想推進とかというのが入っていますので、いわば各部の取りまとめをするのかなという思いがあるのですが、その点では一番の取りまとめ役と、部長の中ではね、そういう位置づけでないかなと私は意識したのですが、そうではなくて、同じ部長で、そういう役割やというだけということでもいいわけですね。

あと、これによる効果ですね、どういう効果を期待されているのかなというところを聞きたいなと思っています。特に、総合政策課の役割がちょっと、一生懸命やっていたというわけですが、非常に中途半端になっているという認識がありますので、その点ではそういうところについてはどうなるのかということも教えてください。

○議長（西川六男君） 町長。

○町長（森 章浩君） 今現在も総合政策課が連絡調整係という形では配置を、職務分掌させていただいております。同じよう次も考えております。ですから、町長公室の中に置く総合政策課が連絡調整をとると、取りまとめとかじゃなくて連絡調整をとっていくような形で持っていきたいと考えております。

そして、効果でございますが、今現在総務部の中に今分けようとしている課が全てあるわけでございますが、ちょっと私も年代がわからないんですが、この部の割りになって40年ほど前から変わっていないというふうにお聞きしております。ただ、国のほうではやはり新しい施策も出てきております。地方創生という言葉も出てきていたり、交付金が出てきたりという形で、さまざまな情報が流れてきているその受け皿として全てが総務部ということでは、やはり企画、そして重要施策の調査、計画というところがやはりなかなか見抜けないというか抜けていく可能性があると思ひまして、今回新たに部長級として室をつくらせていただき、よりきめ細かな企画、実行できるように調整したいと考えております。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 私の受けとめからしたら、町長直轄の部をつくって意思疎通を図りたいというような体制をするのかなという受けとめをしているわけですが、そうではないということなんですか、それとも新しい事業とか町長がそこ

で具体的なところから話を入れていくというか、そういう形になるんかというところをちょっと教えてもらえますか。

○議長（西川六男君） 町長。

○町長（森 章浩君） 直轄とかではなくて、部が1つ追加でできるということで、近隣でございましたら企画部とかという部もあります。町長公室というところもありますし、市であれば市長公室というところもあります。それぞれの町でいろいろな形でされておられますが、ただ、先ほどからも申し上げているように、今まで当てはまらないところは全て総務部という感覚であったんですが、今回防災もやりますし、その中でやはり企画、実行というところを推進していくためには新たな部をつくって、より綿密に打ち合わせをしながら、そして部長同士が連絡調整をとれるような形で推進をさせていただきたいというふうに考えておりますので、決して直轄とかではなくて新たな部をつくるというふうに思っただけだと思います。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） それでは、議第15号、個人情報保護条例等の一部を改正する条例について質問します。

なかなか難しいのは、例えばこの中で第1条のほうでは、第22条第1項第1号エ中、第28条を第29条に改めると書いてあるので、具体的にわからないんですけどね、第28条が理由の説明、要するに、なぜ開示しないかという説明をすると、第29条は開示等の求めに応じる手続を定めなければならないというのが個人情報保護法にあるのです。それを言っているのかどうなのかというところでは、具体的に法律も変わりますし、条例も変わってきますしね。その下の第2条によつたら、第2条のうち第6号中第2項と書いてあるのですが、今の田原本町の条例の中には第6号自体がないですし、次の第24条の2というのもないわけですね。何でこのようになるかといったら、以前改正したときに、施行時期が将来で、まだ施行していないと。だから今の条例と比べても差がわからないのが提案されていて、これ自体が改正に伴う条ずれとかという形で説明されていますので、中身がわからないので、今回の改正の中身は具体的にどうなるかというのを教えてください。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） まず、今議員お述べのように、現在の条例で施行していない未施行の部分がございまして、現在の例規集では反映していない部分がある。それが番号法の施行に伴いましてそれがスタートするということがまず1つでございまして、おっしゃっているとおりでございまして。

個人情報の一部改正の内容でございまして、全体といたしましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号法でございまして、の改正によりまして、条例に基づきます独自の利用事務における団体間の情報ネットワークが29年7月から開始をされますので、その関係で情報提供、ネットワークを用いた特定個人情報の情報連携につきまして、番号法の第19条8号で規定をされましたことによる本町の関連の条例を改正するということとございまして、主な内容でございまして、情報提供等記録の訂正を行った場合は、法定事務による情報照会者及び情報提供者に対し、その旨を通知するということとございまして、独自利用につきましても条例事務の情報の照会者及び条例事務の関係提供者についても当該規定、訂正を通知するという規定を加えるというのが主なものでございまして。

それから、独自利用事務につきまして、情報提供等の記録の訂正を行った場合に、やりとりをした相手方にその訂正の事実を通知するという規定を行うものでございまして。

それから、1条関係の条ずれということになります。21条、22条でございまして、これは現行の番号法が28条という引用をしておりますが、新たに番号法に26条が規定をされるということとございまして、1条ずれる、28条から29条にずれるという番号法の条ずれによるものでございまして。

あと、条例2条関係でございまして、これは今の26条における番号法23条の準用ということとございまして、現行番号法第23条第1項及び第2項のところにこれらの規定を番号法第26条において準用する場合を含むという、これも番号法の改正に伴う所要の改正となっております。

それから、24条の2の内容は、申し上げますか。（「お願いします」と吉田議員呼ぶ）

24条の2につきましては、これは現行、または情報提供者となってございますが、これにつきましても番号法の改正に伴う通知先の追加ということでございまして、現行のところに、「もしくは情報提供者または同条第8号に規定する条例事務関係照会者もしくは条例事務関係の情報提供者」、これが番号法の8号による改正ということでございます。現行番号法の別表第2に定められたものでは、厚生労働大臣とか都道府県知事、市町村長となってございますが、この改正におきましては番号法の別表第2に定められた者のほか条例事務の担当者というものが追加になるという改正でございます。

それから、第3条につきましても、これは番号法の19条8号が規定をされたことに伴いまして、現行が番号法第19条第9号が19条10号という番号法の改正に伴う条例ずれということで、おおむねは番号法の改正に伴う条ずれの整備ということでございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 結果的に第29条というのは中身は何なんですか。

それと、町の独自利用が今年の7月からできるようになると、どんな独自利用を検討されているのかということをお願いします。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 独自利用につきましても、さきの今の条例の中で社会福祉関係の業務につきまして、町の独自事務という形で条例で定めておりまして、約19ぐらいの事務がございます。その連携が始まるということで、この手続をしなければならぬということでございます。それから、番号法の29条ですね、ちょっと待ってください、済みません。

○10番（吉田容工君） 新しい29条。

○総務部長（持田尚顕君） 済みません、新しい分ということですか。

○10番（吉田容工君） 28を29に変える、29条。

○総務部長（持田尚顕君） 済みません、ちょっと調べてさせていただきます。

○議長（西川六男君） 暫時休憩します。

午後2時15分 休憩

午後 2 時 1 6 分 再開

○議長（西川六男君） 再開します。

総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 番号法の 29 条でございます。29 条の内容につきましては、特定個人情報ファイルの作成の制限という形だと思います。個人番号の利用事務実施者、その他個人番号利用事務等に従事する者は、特定個人情報を提供し、またはその提供を受けることができる場合を除いて、個人番号利用事務等进行处理するために必要な範囲を超えて特定の個人情報ファイルを作成をしてはならないというのが 29 条と承知をいたしております。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10 番（吉田容工君） わかりました。

あと、社会福祉関係で 19 事務が独自利用するということですが、具体的に 1 つ、2 つ、例挙げていただけますか。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） 私どもの条例で、田原本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例がございまして、その中に規定が別表の中がございます。例を申し上げますと、心身障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する事務で規則で定めるもの、それとか子ども医療費助成条例の規則で定めるもの、それからひとり親家庭等の医療費の助成条例、そのほか障害者の関係の条例の分が主なものでございます。それから、私立幼稚園に就園する幼児の保護者に関する就園の奨励費の給付事務とか、特別な支援を要すると認められる児童・生徒の保護者に対する就学援助費に関するものとかという、もう既に現在条例で定めております事務でございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10 番（吉田容工君） 次に、議第 16 号、附属機関に関する条例の一部を改正する条例について聞きます。

今回は、田原本町プロポーザル審査委員会と田原本地域福祉計画策定委員会とい

うのが新しく附属機関ということで規定されます。これまでもプロポーザル入札というのは実施されていましたが、なぜこれを附属機関として設置するかというところの説明を求めます。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） まず、先ほどもちょっと教育委員会の関係でお話があったと思うんですけども、外部委員の場合、報酬を支払う必要性がございます。報酬を支払わなければならない人が入る場合、今まで主には町の職員で行っておいりましたので外部の委員の方がお入りいただくというのは余りございませんでした。今後、プロポーザルの審査の中でより専門的な知識を有するというふうな案件がございますと、そこにそういった町職員以外の外部の方がお入りいただくということで、報酬を支払う必要が出てまいるということでの附属機関の制定となっております。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） そしたらですね、今までは各部長さんとかが入っておられたのかなと。副町長、部長、課長で構成されて、専門家を入れるとしたら、常時入ってもらう人を選ぶとか、それとも入札の都度人選をすとかいろいろあると思いますけれども、その点はどういう形を考えておられますか。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） まず、今の指定管理者の選定につきましては、副町長、各部長という、指定管理者はそこで決まっています。プロポーザルにつきましては、その案件ごとにメンバー構成をおのおの実施要綱で定めております。おおむねその指定管理者と同じように、町職員の場合であれば副町長、それから部長級、必要に応じて課長級の職員も入っております。今そのプロポーザルはずっとメンバーの固定をするのか、外部委員の方も固定をするのかというお話でございますと、それは案件ごとによりますということでございます。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） 一応、プロポーザルという点で価格だけの比較じゃなくて提案型ということになっていきますと、提案のときは大ざっぱな金額の提案となつて、結果としたら金額がそこそくなるということもあるかと思えますけれども、そ

の点では本来は田原本町の職員がじっくり研究をしてどういうものがあるかというのを提案してつくっていくと。つくるのに対して入札をするというのが筋だと思うんですね。それが今は、民間の力もかりてというふうな、うまい言い方するわけですが、そういう形でプロポーザルというやり方が増えてきているんじゃないかと思うわけです。プロポーザルでやったからという点では、町の職員の責任感といますか、ちょっと希薄になるんじゃないかなという思いはしているわけです。その点ではしっかり運営をしていただきたいと思いますけれども、あと、公布の時期がこの田原本プロポーザル審査会が議会が採決したらその日から公布ということになっていると思うんですけど、これは何か意味があるのですか。

○議長（西川六男君） 総務部長。

○総務部長（持田尚顕君） まず、プロポーザルということですので、一般的には入札が原則でございます。ただ、入札は金額要件のみでございますので、プロポーザルにつきましてはその価格要件以外の企画提案というのも審査の基準に加えるという形でございますので、入札とプロポーザルの差がそこにあるということでございますが、あと4月1日の公布なのか、この議会が終わったら通常公布の日でございますので、議会の閉会直後に公布をするということでございますが、4月1日であるとか公布の日かというのは特段ございません。

○10番（吉田容工君） ないんですか。

○議長（西川六男君） 吉田議員。

○10番（吉田容工君） なかったら4月1日でもいいような気がしますけれどね。早速プロポーザルがあるのかなと思って期待したわけですが。

最後に、ちょっと質問します。

議第25号、やまと広域環境衛生事務組合規約の変更について質問させていただきます。

これは、やまと広域環境衛生事務組合の位置が変わるよというところだと思うんです。昨日火入れ式があって、東川市長も初めて中に入りましたというようなコメントが新聞に載ってまして、私達はどの辺にどうい事務室があるのかわかりませんので、やまと広域環境衛生事務組合事務所は、運用は川崎技研さんに委託すると。それ以外に事務室があるんだと思いますけれども、また連れて行っていただけ

るのかなと思いますが、建物のどの辺にあって、どのぐらいの部屋を確保しているかというところを教えてください。

○議長（西川六男君） 産業建設部長。

○産業建設部長（森 博康君） 組合事務室は管理棟エリアの2階の一室にあります。また、同じ階には局長室、会議室、休憩室、書庫などが配置しております。清掃工場全体の南角に位置するのが管理棟の部分でございます。それと、管理棟のエリアに関しましては、1階は見学用エントランスホール、2階が先ほど説明させていただいた組合事務室が約100㎡、局長室が30㎡、会議室が20㎡、休憩室が20㎡、書庫が35㎡で、運転員の事務室が70㎡でございます。それと、3階には見学者説明室兼大会議室が約200㎡と中央制御室が100㎡あります。延べ床面積が約1,600㎡でございます。

以上でございます。

○議長（西川六男君） 以上をもちまして総括質疑を打ち切ります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午後2時27分 散会